

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見募集の結果について

令和7年3月28日  
環 境 省

## 1. 実施期間等

### (1) 意見公募期間

令和7年1月17日（金）～令和7年2月15日（土）

### (2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送により御意見を募集。

## 2. 提出意見数等

### (1) 提出意見数：207,850 件

なお、句読点、記号、改行も含め一字一句完全に一致した御意見を1件として整理した場合の意見数は8,277件（約4%）でした。

（残り199,573件（約96%）はこれら8,277件の御意見と一字一句完全に一致した御意見でした。）

### (2) 御意見の概要及び御意見に対する考え方：別紙のとおり

当該省令等については、別に定めたとおり本日付で公布させていただきます。今後、当該省令等を基に、福島県外最終処分・復興再生利用の必要性や科学的な根拠に基づく安全性等を丁寧に説明してまいります。

## 3. 本件に対するお問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局 環境再生施設整備担当参事官室

代表：03-3581-3351

# パブリックコメント 御意見に対する考え方（別紙）

※「御意見に対する考え方」において使用している「復興再生利用」「埋立処分」は、除去土壌に対する行為を指すものです。

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>福島復興のため、復興再生利用等を推進すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福島県外での除染土の処分や再利用に賛成です。危険はありません。福島県の復興に是非邁進してください。</li> <li>大賛成！被災地の復興のために早急の実現して欲しい。科学的な判断に基づいて実行してください。行政は風評と感情論に屈しないで妥協しないで欲しい。何を説明しても感情論では解決できない。科学で解決して欲しい。</li> <li>今回の省令改正は、福島復興を推し進めるための除去土壌の再生利用を全国で円滑に進めるために必要な改正と理解します。再生利用の必要性が国民に理解され、事業が円滑に進むことを期待します。</li> <li>今回の省令改正により、除去土壌の埋立処分を終了する場合の措置、復興再生利用に用いる除去土壌の放射能濃度、復興再生利用に係る工事の施工及び維持管理に関する基本的な事項等が明確になり、福島復興が促進されることとなると考えられる。除去土壌の処分については、全国的な取り組みが不可欠であり、国が積極的に主導して進めていただきたい。</li> <li>私は、福島除去土壌を福島県外に移設することについては、止むを得ないと考えています。作業の安全性やコストなどの点からは福島県内で完結させた方が好ましいのかもしれませんが、（沖</li> </ul>	<p>福島復興に向けた重要課題の一つである、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて取り組んでまいります。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>縄の基地問題同様に)特定の地域に負担を押し付ける構造となり、国内の分断を招くと思います。福島原発事故以前に有権者であった私を含め、多くの国民は原発を容認してしまった過去があり、原発事故については一定の責任があると考えています。除去土壌を、福島以外の様々な地域にて処理することは、国全体の責任として受け入れる必要があると思っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間貯蔵施設の除去土壌について「福島県外での最終処分や再生利用」などについて賛成です。福島に作られた中間貯蔵施設は決して「最終処分場」にはならないということが法律にも明記されています。「除染土壌」を「放射能汚染土」などと言ってミスリードし、福島県の復興を阻害する人たちに負けず、予定通りに粛々と進めていただきたく思います。</li> <li>・ 安全な処理土なのでわが町でも積極的に受け入れたいです。高校の科学部などに対して放射線測定の実験を積む機会として利用することも呼びかけてください。放射線は有無の問題ではなく量の問題であることが広く常識となることを期待します。</li> </ul>	

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
2	<p>反対。(理由の記載なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 反対</li> <li>・ だめ</li> <li>・ 辞めて。反対です。</li> <li>・ 断固反対です。</li> <li>・ この法案には反対です。</li> <li>・ 改正反対</li> <li>・ いい加減にしろよ</li> <li>・ 汚染土再利用計画を撤回してほしい。</li> <li>・ 放射能汚染土の再利用はやめてください！</li> <li>・ 汚染土県外使用禁止</li> <li>・ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射能物質による環境汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する政令案等に反対です。</li> <li>・ 反対反対</li> <li>・ 反対反対反対反対反対反対反対</li> <li>・ 反対絶対反対絶対的</li> <li>・ 反対絶対反対絶対反対絶対反対絶対</li> <li>・ 反対絶対反対絶対反対絶対反対絶対反対絶対反対絶対</li> <li>・ 反対反対反対反対反対反対反対反対反対反対反対反対反対反対反対</li> </ul>	<p>復興再生利用・埋立処分等の基準については、以下のとおり、これまでの環境省の取組の成果や、国内外の有識者の御意見等も踏まえつつ、策定したものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 福島県内において、飯舘村長泥地区での農地造成実証事業や、中間貯蔵施設での道路盛土実証事業等を行い、安全性を確認しています。</li> <li>② 基準の策定に向けては、放射線審議会にも諮問するなど必要な手続きを進めており、本年 2 月 27 日には放射線審議会から、基準案は妥当である旨の答申をいただきました。</li> <li>③ 昨年度、国際原子力機関（IAEA）により専門家会合が開催され、昨年 9 月に取りまとめられた最終報告書では「再生利用及び最終処分について、これまで環境省が実施してきた取組や活動は IAEA の安全基準に合致している」等の評価をいただきました。</li> </ol> <p>引き続き、福島の復興に向けた重要課題の一つである、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて取り組んでまいります。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>反対反対反対反対反対反対反対反対反対反対</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デブリですね取り出しまだですか？それまでは、土は動かすな！</li> <li>・ 除染されていない汚染土壌の再利用は愚策。原発事故はまだ続いている。</li> <li>・ #放射性汚染土全国配送バラマキ反対</li> </ul>	
3	<p>住民との熟議や放射線審議会の答申等を経ず、拙速に省令案のパブリックコメントの手続きを進めるべきでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民との熟議も経ずに拙速にパブリックコメントの手続きを進めることは許されない。</li> <li>・ 放射線審議会の答申や検討会の結論の前にパブリックコメントを進めるのはおかしい。</li> <li>・ 放射性物質汚染対処特措法は附則で 3 年後に抜本的な見直しを政府に求めているが、それがなされていない状態での省令改正に反対。</li> <li>・ IAEA は信用できないため、その報告は基準のお墨付きにはならない。</li> </ul>	<p>復興再生利用・埋立処分等の基準の策定に際しては、行政手続法に基づいて今般パブリックコメントを実施したところでは、</p> <p>また、今般の基準については、これまで中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会（以下「戦略検討会」という。）等の有識者検討会の場で議論してまいりましたが、当日の議論についてオンライン配信するとともに、資料や議事録を公開するなど、議論の透明性の確保を図ってきたところでは、加えて、基準で定める復興再生利用の安全性等については、全国的な理解醸成を進める中で、丁寧な説明に努めてきたところでは、</p> <p>なお、基準については、国際原子力機関（IAEA）を含む国内外の有識者による議論を経てパブリックコメントに付したものです。</p> <p>放射線審議会への諮問は放射線障害防止の観点から実施しました。</p> <p>※本年 2 月 27 日には、放射線審議会から基準案の内容について妥当である旨の答申をいただきました。</p> <p><a href="https://www.nra.go.jp/data/000475491.pdf">https://www.nra.go.jp/data/000475491.pdf</a></p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）」の附則第 3 条の検討規定を受けて、既に施行状況に関する検討・取りまとめを行っており、取りまとめを踏まえ、取組を進めてきたところです。</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ （2015 年 9 月 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会） <a href="https://www.env.go.jp/content/900524428.pdf">https://www.env.go.jp/content/900524428.pdf</a></li> <li>・放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ （第二次） （2018 年 4 月 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会） <a href="https://www.env.go.jp/content/900511460.pdf">https://www.env.go.jp/content/900511460.pdf</a></li> </ul> <p>また、IAEA は原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止する目的で、1957 年に設立された国連の関連機関です。IAEA 憲章は、IAEA が、健康を守り、生命と財産に対する危険を最小化するため安全基準を策定する権限を定めており、IAEA 専門家会合では、当該安全基準を踏まえた評価・助言をいただいたものと認識しております。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
4	<p>復興再生利用の安全性等について説明が不十分であり、まずは分かりやすい情報発信・説明を行うべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本当に安全かどうか分かりづらいので、まずはこの情報をメディアやホームページで取り上げ、分かりやすく国民に周知してください。</li> <li>・ 放射能で被爆させる危険性がないのなら、きちんと納得のゆく説明をして。こそごと、パブリックコメントなんかで、決めてしまうような簡単な話ではないはず。命を危険にさらすのだから。</li> <li>・ 環境省が 2022 年に埼玉県環境調査研修所で実証実験をしようとしたときに開いた説明会では住民から懸念の声が上がり、放射性物質に対する不安や風評被害を懸念する意見が多数を占めたが、それに応える説明を聞いたことがない。まずは以前の説明会で住民から不安や風評被害の意見が出たことについて、全国各地で説明会を開き納得いくような説明をすることが必要。</li> <li>・ IAEA 専門家会合最終報告書要旨において「環境省は、さまざまな選択肢の結果とトレードオフについて、一般市民と主要な利害関係者に明確に説明する必要があると助言した」とされているが、それを明確に説明していない段階での省令改正に反対。</li> </ul>	<p>環境省では、最終処分・復興再生利用の必要性・安全性等に関する御理解を広げるため、これまで、有識者の御意見も伺いつつ、以下の取組を実施してまいりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNS・WEB サイト・パンフレット等による情報発信</li> <li>・ 一般向けの中間貯蔵施設や飯舘村長泥地区等の現地視察会の開催</li> <li>・ 福島県外の全国で9回にわたっての対話フォーラムの開催</li> <li>・ 全国の学生等を対象とした講義・ワークショップ</li> <li>・ 他機関と連携したイベントでの展示</li> </ul> <p>これらの理解醸成等の取組について、参加された方々へのアンケート結果においては、復興再生利用の安全性、必要性やその賛否に対し過半数の方々から肯定的な回答をいただいたところです。</p> <p>復興再生利用等の基準を基に、最終処分・復興再生利用の必要性や科学的根拠に基づいた安全性についての分かりやすい説明を行っていくことで、更なる理解醸成等の取組を進めてまいります。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
5	<p>省令案のパブリックコメントについて、公聴会の開催等を通じて、一般市民から意見を聴く機会を作るべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境省は省令案改正について形式的なパブリックコメントのみですませようとしているが、一般市民からの意見をきく態度がみられず、問題である。</li> <li>・ 政府の皆様にはパブリックコメントを軽視しないでいただきたい。</li> <li>・ 環境省は省令案改正について、誰もが参加できる公開の場の公聴会や説明会を開催して内容を説明し、意見を聴取すべきである。</li> <li>・ IAEA の提言にあるように利害関係者（住民）と公開で協議すること。形式的なパブリックコメントでは、一般市民の声は届かない。</li> <li>・ 今回の提案について汚染土を持ちこまれる全国各地の住民と作業員から意見を聞く場を作るべき。</li> <li>・ 除染土の再利用が検討されていることを、私の周りでは誰1人として知りません。国民の理解醸成に力を入れてこられたかと思いますが、実際は全然届いていないと思います。例えばマイナンバーカードのごとく、多くの人があることを知るくらいにまで、積極的に国民に周知すべきことだと思いますし、国民的議論が全く進んでいないまま、この件を押し進めるのはやめていただきたいです。</li> </ul>	<p>復興再生利用・埋立処分等の基準の策定に際しては、今般パブリックコメントを実施して国民の皆様からの様々な御意見をいただきました。</p> <p>また、今般の基準については、これまで戦略検討会等の有識者検討会の場で議論してまいりましたが、当日の議論についてオンライン配信するとともに、資料や議事録を公開するなど、議論の透明性の確保を図ってきたところです。さらに基準で定める復興再生利用の安全性等については、中間貯蔵施設、飯舘村長泥地区等の現地視察会の開催や SNS や WEB サイト等による情報発信等により、全国的な理解醸成等の取組を進める中で、丁寧な説明に努めてきております。</p> <p>今後とも、様々な理解醸成等の取組を通じて、復興再生利用の必要性・安全性等について、国民の皆様にご丁寧な説明に努めるとともに、理解醸成の場も通じて御意見を伺ってまいります。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
6	<p>環境省令の改正ではなく、法律改正で対応し、国会の議論の対象にすべき。「処分」に「復興再生利用」は含まれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>このような国民全体の健康被害を引き起こすリスクのある省令改正案がまかり通るのか？国会できちんと議論せよ！</li> <li>国土に大きな影響を与える政策を、国会の議論も経ない省令で実現しようとする姿勢が非常に姑息。</li> <li>いい加減な放射線量の基準の緩和を前提にしたこの省令改正案を閣議決定で承認するのは民意に反する。</li> <li>法律でないので罰則が無い状況下で運用する事は危険極まりない。</li> <li>「放射性物質汚染対処特措法」には「除染土の再生利用」の規定はなく、多くの専門家も「処分」の意味に「再生利用」は含まれないと指摘している。国会審議もせずに、放射能汚染土の「再生利用」ありきの強引な解釈でこの問題を進めるのはおかしい。</li> <li>省令改正ではなく法改正を国会に提出すべきである。【理由1】これは「法第41条第1項の環境省令で定める除去土壌の処分のうち復興再生利用」についての省令だというのが、他の環境法令では、「処分」と「再生利用」は区別されているからである。まして「復興再生利用」には、これまでの「再生利用」とは違う目的が含まれている。【理由2】この省令案の中で「復興再生利用（ ）の基準は次のとおりとする」として、括弧の中で「復興再生利用」を、「事故による災害からの復興に資することを目的として、再生資材化（除去土壌について、用途に応じた必要な処理をするこ</li> </ul>	<p>復興再生利用については、放射性物質汚染対処特措法第41条第1項の規定による除去土壌の「処分」に該当するものであり、2011年に閣議決定された同法に基づく基本方針においても、汚染の程度が低い除去土壌について、再生利用を検討する必要があるとされたところです。</p> <p>この方針を踏まえて、同法第41条第1項の規定において、除去土壌の「処分」は、環境省令で定める基準に従い行うこととされていることから、復興再生利用の基準について、省令で定めることとしたものです。復興再生利用の定義は、「事故による災害からの復興に資することを目的として、再生資材化（除去土壌について、用途に応じた必要な処理をすることにより、盛土、埋立て又は充填の用に供する資材として利用することができる状態にする行為をいう。）した除去土壌を適切な管理の下で利用すること（維持管理することを含む。）をいう。」としており、上記のとおり処分の一形態として、適切な管理の下での利用を前提とした上で、作業者の追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（mSv）以下となるよう被ばく評価計算を行い、対象とする土壌の放射能濃度基準を8,000ベクレル（Bq）/kg以下としております。</p> <p>（参考）平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法基本方針（2011年11月11日閣議決定）（抄）</p> <p>（前略）除去土壌については、技術の進展を踏まえつつ、保管又は処分の際に可能な限り減容化を図るとともに、減容化の結果分離されたも</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>とにより、盛土、埋立て又は充填の用に供する資材として利用することができる状態にする行為をいう。)した除去土壌を適切な管理の下で利用すること(維持管理することを含む。)をいう。以下同じ。)」と定義しているが、これは特措法第41条に書かれた「処分」からは読み取れないからである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境省所管の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第1条には「分別、保管、収集、運搬、再生、処分」と明確に再生と処分を分けているが、放射性物質汚染対処特措法第41条では「収集、運搬、保管又は処分」と記されており「再生利用」が記されていない。「再生利用」するのであれば、特別措置法第41条1項および2項に「再生利用」を加えた法改正を立法機関である国会に提出し審議すべき。再生利用が含まれるような一方的な解釈は言語道断。</li> <li>・ 循環型社会形成推進基本法という、循環社会の形成を目的とし、再使用あるいは再生利用を推進する法においても、再生利用の促進に関し、処分ではなく、適正「処理」の一方法として定めている(同法第2条の三)。また、同法では他の条文でも、「利用又は処分」としている。</li> <li>・ 環境省資料では8000ベクレル毎キログラムは「安全に処理できる基準」と説明していたはず。今回は「(復興)再生利用」する基準と変化している。処理とは除染のための作業や、移動、保管、処分となっていて、再生利用、再利用の言葉はない。</li> </ul>	<p>の等汚染度の程度が低い除去土壌について、安全性を確保しつつ、再生利用等を検討する必要がある。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
7	<p>まずは減容等の技術開発を進めるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>除染ができる技術開発が進むまで保管し、然るべき時に環境汚染しないように処理すべき。</li> <li>いかに放射性物質の危険性を最小限にするか、政府主導で研究・分析を進めるべき。</li> </ul>	<p>環境省では、これまで「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」に基づき、有識者の御意見を伺いつつ、減容技術の開発を進めてきたところです。減容技術の開発に関する成果については、以下 URL に資料を掲載しておりますので、御参照ください。</p> <p><a href="https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_commission/pdf/proceedings_250212_ref04.pdf?v3">https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_commission/pdf/proceedings_250212_ref04.pdf?v3</a></p> <p>福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分に向けては、最終処分量を低減するため、復興再生利用等を進めることが重要と考えております。</p> <p>8,000 ベクレル (Bq) /kg という復興再生利用の基準は、国際的な安全基準として定められている公衆の追加被ばく線量「年間1 ミリシーベルト (mSv)」に相当するものであり、この基準以下の除去土壌は、安全に利用することが可能と考えております。復興再生利用については、国際原子力機関 (IAEA) から、これまでの環境省の再生利用の取組が IAEA の安全基準に合致するとの評価や、放射線審議会から基準案が妥当であるとの答申をいただいております。今後、このような復興再生利用の安全性等について、国民の皆様方に御理解をいただけるよう丁寧に説明を行いながら、県外最終処分に向けた復興再生利用等の取組を進めてまいりたいと考えております。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
8	<p>実証事業が不十分であり、まだ安全性が科学的に示されていないという意味で時期尚早。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汚染土の長期的な影響に関する十分な科学的研究がまだ行われていない中で、このような使用を認めることはリスクが過大。</li> <li>被ばく量のシミュレーションもしないで、こんな省令を通そうとする事に驚く。</li> <li>再生利用に伴う作業員の被ばく実態に関して、シミュレーションだけでなく実証事業（飯館村長泥地区等）に基づいた具体的な内部・外部被ばくの実数を示して、追加被ばく年間1ミリシーベルトを越えないことを提示すべき。</li> <li>除去土壌の再生利用による生態系への影響が十分に評価されていない。</li> <li>九州大学の研究によれば福島第一原発に近い土壌ほど水溶性セシウムが多く含まれる結果が示されているところ、環境省が地下水汚染の心配はない根拠として示した3つの実証事業のうちの2つは水溶性セシウムが少ない福島「県外」の土壌を用いた実証事業、残り1つの実証事業も盛土施行期間の途中からしか浸透水の放射能のモニタリングを行っておらず、施工期間の初期に雨水等で水溶性セシウムが流出する可能性を否定できる試験ではない。したがって、福島県内の除去土壌を再生利用した際に、施工工事の初期にセシウムが流出する可能性が払しょくできていないため、この点を改めて検証すべき。</li> </ul>	<p>被ばく線量評価の実施により、追加被ばく線量が「年間1ミリシーベルト（mSv）」以下に相当する放射能濃度として、8,000ベクレル（Bq）/kg以下であることを確認しています。被ばく線量評価に加えて、福島県内における実証事業において、作業員の個人被ばく線量データを確認し、追加被ばく線量が年間1mSvを超えないことを確認しています。</p> <p>また、粉じんの吸入による内部被ばくについては、粉じん濃度が高い状態での被ばく評価計算の結果、外部被ばくに比べて1%以下という結果となっており、8,000Bq/kg以下の土壌を利用することによる追加被ばく線量は外部被ばくと内部被ばくを合わせても年間1mSv以下となることを確認しています。</p> <p>さらに、福島県内での実証事業や中間貯蔵施設における、施工初期段階も含めた浸出水や地下水のモニタリング結果では、放射能濃度については検出下限値未満もしくは排水基準を下回る結果となっています。以上から放射線に関する安全性について確認できていると考えております。</p> <p>※復興再生利用に係るガイドライン P2-21-2-22  <a href="https://www.env.go.jp/press/press_04673.html">https://www.env.go.jp/press/press_04673.html</a></p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
9	<p data-bbox="235 252 808 284">低線量の被ばくでも健康被害を引き起こす。</p> <ul data-bbox="235 352 1093 1343" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="235 352 1093 432">・ 放射線に閾値はなく、どんなに小さな放射線量でも健康リスクをゼロにする保証はない。</li> <li data-bbox="235 448 1093 576">・ 年間 1mSv でも 70 年続けば 70mSv。ICRP(国際放射線防護委員会)の控えめな推定でも、がん死が 10 万人あたり 350 人増える。これは発がん性化学物質の環境基準の 350 倍。</li> <li data-bbox="235 592 1093 815">・ 被ばく線量と影響を過小評価している。環境省は今回の「復興再生利用」で 8,000Bq/kg の土壌を再利用しても年間 1mSv 以下で、問題はないと主張しているが、生活空間に汚染土があれば、常に被ばくし、被ばく量は増加すると考えるのが常識。無用な被ばくを避けることが重要。</li> <li data-bbox="235 831 1093 1007">・ 放射性セシウムは土壌表面に長期間留まる傾向があり、深部に浸透しにくいという特性があることから、汚染された土壌は長期にわたって高い放射線量を維持し続け、周辺環境に継続的な影響を与えることとなる。</li> <li data-bbox="235 1023 1093 1150">・ 基準値以下であっても複数の場所で除去土壌が再生利用されれば、結果として広範囲での放射性物質の蓄積を招く可能性がある。</li> <li data-bbox="235 1166 1093 1246">・ 環境省自身も「1mSv は安全と危険の境目ではありません。」、つまり 1 mSv 以下は安全ではないことを言っている。</li> <li data-bbox="235 1262 1093 1343">・ 安全性を確保できないまま実施された場合、日本の環境政策や公衆衛生に対する信頼性が問われ、国際社会からも批判を</li> </ul>	<p data-bbox="1115 252 2080 475">放射線被ばくと人への健康影響との関係について、100～200 ミリシーベルト (mSv) 以下の低線量域においては、確率的影響を疫学的に検出することが極めて難しく、国際放射線防護委員会 (ICRP) は、低線量域でも線量に依存して影響 (直線的な線量反応) があると仮定して、放射線防護の基準を定めています。</p> <p data-bbox="1115 491 2080 671">また原爆のように短い時間に高い線量を受ける場合に対して、低い線量を長時間にわたって受ける場合 (低線量率の被ばく) のほうが、被ばくした総線量が同じでも影響のリスクは低くなるような傾向が、動物実験や培養細胞の実験研究で明らかになっております。</p> <p data-bbox="1137 687 1928 719"><a href="https://www.env.go.jp/chemi/rhm/current/03-01-04.html">https://www.env.go.jp/chemi/rhm/current/03-01-04.html</a></p> <p data-bbox="1115 783 2080 1054">また、ICRP Publicaion103 において、「低線量における健康影響が不確実であることから、委員会は、(公衆の健康を計画する目的には、非常に長期間にわたり多数の人々が受けた) ごく小さい線量に関連するがん又は遺伝性疾患について仮想的な症例数を計算することは適切ではないと判断する」との記載があることから、年間 1 mSv 以下のリスクを定量化することは適切ではないと考えております。</p> <p data-bbox="1115 1070 2080 1343">復興再生利用の基準については、公衆の線量限度である追加被ばく線量「年間 1 mSv」以下に相当する放射能濃度として、8,000 ベクレル (Bq) /kg 以下としております。この基準は最も被ばく線量が大きくなる作業者の被ばくを踏まえて設定された基準であり、復興再生利用の基準で定める「覆土等の覆い」をすることで、結果として被ばく線量は大きく下がると考えております。また、復興再生利用は、公共事業等の実施主体や責任体</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福島原発事故以降、1ミリシーベルト以下なら安全という理由で、公的除染の地域が決まり、食品に含まれる放射性物質の濃度基準が決まり、ALPS 処理水の海洋放出が決まりました。しかし、その1ミリシーベルトが重ねられた結果高まった放射線リスクはどこまで問題ないのでしょうか。</li> </ul>	<p>制が明確であり、継続的・安定的に行われる事業で実施するとともに、復興再生利用を行う場所においては、除染実施者が空間線量率の測定を含めた維持管理を行うなど、適切に管理を行ってまいります。</p> <p>加えて、放射性物質は時間の経過とともに自然に減衰し、放射能も弱まる性質があります（放射性セシウム 134 は半減期が約2年、放射性セシウム 137 は半減期が約30年となっております）。</p> <p>復興再生利用については、国際原子力機関（IAEA）から、これまでの環境省の取組が IAEA の安全基準に合致するとの評価や、放射線審議会から基準案が妥当であるとの答申をいただいております。今後、このような復興再生利用の安全性等について、国民の皆様や地域の関係者の皆様に御理解をいただけるよう丁寧に説明を行い、また、国内外への情報発信を随時行いながら、復興再生利用の取組を進めていきたいと考えております。</p>
10	<p>復興再生利用により、特に放射線感受性の高い子供や妊婦への被ばくの危険性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦・乳幼児・子供への影響は甚大。</li> <li>放射性物質による内部被曝は、特に成長期の子供たちにとって深刻な健康リスクとなる。子供は大人よりも放射線に対して敏感であり、長期にわたる健康被害、例えばがんや遺伝子変異のリスクが増大する。公園や学校周辺での放射性物質の使用は、子供たちの日常生活に直接的な影響を与え、安全な成長環境を奪うもの。</li> </ul>	<p>復興再生利用の基準については、公衆の線量限度である追加被ばく線量「年間1ミリシーベルト（mSv）」以下に相当する放射能濃度として、8,000ベクレル（Bq）/kg 以下としております。この基準は最も被ばく線量が大きくなる作業員の被ばくを踏まえて設定された基準であり、復興再生利用の基準で定める「覆土等の覆い」をすることで、結果として被ばく線量は大きく下がると考えております。</p> <p>全身線量で100mSv 以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの増加、年齢層の違いによる発がんリスクの差は明らかになっていません。また、原爆被爆者の調査では、妊娠期間中での100mSv 以下の被ばくでは</p>

寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>「実効線量が一年間につき一ミリシーベルト」は子どもには大きい。地面に近い位置で移動することの多い子どもへの対策が必要。また成人でもどのように管理するのか明示する必要がある。</li> <li>人は放射能を出している多種の物から絶えず被爆をするので（レントゲンや飛行機、食べ物などからも）それを加味しないと被ばく過多になり、体が被ばくして多大な害を受ける。赤ちゃんやお年寄りや、病気の方は健康な人より放射能からの害を受けやすい。8,000 Bq/kg より低い濃度の土壌でも悪影響を受ける。</li> <li>子供たちが土壌を触り、吸い込んだり口に入れたりするだけで、長期的な健康被害（がん、心臓病など）への扉を開くことになる。</li> <li>福島県の子供に甲状腺がんが多発しているというデータがあり、汚染土が全国に拡大すれば同じことが起こる可能性がある。</li> </ul>	<p>胎児への影響はみられていません。</p> <p>※参考：「放射線による健康影響等に関するポータルサイト Q&amp;A」  <a href="https://www.env.go.jp/chemi/rhm/portal/qa/a_53.html">https://www.env.go.jp/chemi/rhm/portal/qa/a_53.html</a>  <a href="https://www.env.go.jp/chemi/rhm/portal/qa/a_32.html">https://www.env.go.jp/chemi/rhm/portal/qa/a_32.html</a></p> <p>復興再生利用に当たっては、飛散・流出の防止のため、覆土等の覆いを施工することとしており、再生資材化した除去土壌が、子どもの手に触れることは想定されません。</p> <p>また、災害時に、覆土が全て流出し、その状態が1年間継続したという仮定で試算したところ、周辺居住者の追加被ばく線量は年間1 mSv 以下という結果となりました。</p> <p>なお、福島県が実施している甲状腺検査により見つかった甲状腺がんについては、「県民健康調査」検討委員会や原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）により、現時点では放射線の影響とは考えにくいという評価がなされています。</p> <p><a href="https://www.unscear.org/docs/publications/2020/UNSCEAR_2020_21_Report_Vol.II_JP.pdf">https://www.unscear.org/docs/publications/2020/UNSCEAR_2020_21_Report_Vol.II_JP.pdf</a>  <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/kenkocyosa-kentoiinkai.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/kenkocyosa-kentoiinkai.html</a></p> <p>これらの安全性や、放射線に関する情報について、今後も丁寧に説明してまいります。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
11	<p>復興再生利用事業に伴い生じる粉塵により、地域住民や作業員に内部被ばくの危険性がある。また、復興再生利用事業に伴う地下水汚染により、地域住民の健康等に影響を及ぼす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>粉塵による内部被ばくの危険性がある。特に、復興再生利用事業の工事中に放射性物質が空気中に拡散し、近隣住民が放射性物質を吸い込むリスクがある。埋め込み作業をするときの微細な土埃から作業員や近隣住民はどのように保護されるのか不明。</li> <li>粉じんの粒子の大きさによってはセシウムボールとして肺の奥まで達し沈着する可能性もある。また、微小粒子は相当な距離を移動するので住民も被ばくする危険がある。</li> <li>汚染土の再利用はそれを運ぶ作業の運転手や労働者、そしてその周辺に住む住民の人々が粉塵を吸い込み肺の奥の肺胞部に沈着することで内部被ばくを受けることになる。</li> <li>施工した場合、そこを利用する人に対して線量計やホールボディカウンターの健診が必要です。</li> <li>道路の盛土に使用すれば放射性物質が地下水に流入し、将来補修工事をする際には盛土が剥き出しになり、かきまぜられ、放射性物質が大気中に拡散し、呼吸・飲食により住民の体内に入り健康被害が起こる。</li> <li>土壌から放出される放射性物質は、地表水や地下水を汚染し、河川や湖沼、海洋環境に影響を及ぼす。これにより、水生生物</li> </ul>	<p>復興再生利用においては、公衆の線量限度である追加被ばく線量「年間1ミリシーベルト (mSv)」以下に相当する放射能濃度として、8,000ベクレル (Bq) /kg以下の放射能濃度の再生資材化した除去土壌を用いることとしています。</p> <p>粉じんの吸入による内部被ばくについては、粉じん濃度が高い状態での被ばく評価計算の結果、外部被ばくに比べて1%以下という結果となっており、8,000Bq/kg以下の土壌を利用することによる追加被ばく線量は外部被ばくと内部被ばくを合わせても年間1mSv以下となりました。</p> <p>さらに、福島県内の3つの実証事業における粉じん濃度や空気中の放射能濃度を測定しており、いずれも基準値を下回っております。</p> <p>車両への積み込みや荷下ろし時及び運転中における作業においても、強風時の散水、敷鉄板などの泥引き対策等や運搬車の荷台を防水性シートで覆う等の対策を講じることとしております。</p> <p>加えて、土壌中の放射性セシウムの大部分は鉱物の層間に固定され、移動しにくい状態にあり、長期的な挙動を予測しても、その移動は限定的であることが知られています。被ばく線量評価では、放射性セシウムの地下水移行による農作物摂取等による被ばくについても評価し、それらの影響が小さいことを確認しております。</p> <p>福島県内での実証事業や中間貯蔵施設における浸出水や地下水のモニタリング結果では、放射能濃度については検出下限値未満もしくは排水基準を下回る結果となっています。</p> <p>※参考：復興再生利用に係るガイドライン P2-21-2-22  <a href="https://www.env.go.jp/press/press_04673.html">https://www.env.go.jp/press/press_04673.html</a></p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>が被害を受ける可能性がある。また、土壌汚染は植物の成長にも影響を与え、食物連鎖の初段階から問題を引き起こす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>野生動物やペットも同様に内部被曝リスクが存在する。放射性物質は食物連鎖を通じて蓄積され、生態系全体に影響を与える。</li> </ul>	
12	<p>災害、雨風や輸送中の事故等による土壌の流出リスクがある。流出した場合、その回収は不可能なため、健康へ影響を及ぼす危険性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集中豪雨・洪水・土砂崩れ等で大量の汚染土が流出する可能性が考えられる。流出した汚染土は乾燥により再浮遊、拡散の可能性があり被害拡大もあり得る。</li> <li>先の道路陥没事故では、下水管の傷がもとで大変大きな事故になり、地下の土砂の流出が問題になった。日本は伏流水も多く、地下の様子は簡単には把握できない。災害が起こらなくても、補修工事や耐用年数後の撤去、付け替えなどで、土の流出や拡散は普通に生じる。</li> <li>除去土壌が飛散・流出しないように覆土等を行うとしているが、放射性セシウムの場合 100Bq/kg まで減衰するのに 190 年もかかる。200 年近くの間には、補修工事や付け替工事あるいは地震・洪水・津波等で土砂の流出や拡散が予想される。</li> <li>輸送中の事故による汚染土流出のおそれがある。</li> </ul>	<p>復興再生利用の利用場所の選定に当たっては、軟弱地盤のある場所や地すべり地等、被災に伴う除去土壌の飛散・流出リスクを総合的に勘案し、調査・計画に当たって十分な検討を行うこととしています。再生資材化した除去土壌の飛散・流出リスクが低いと考えられない場合には、利用場所や利用部位として基本的に避けることとしています。その上で、災害時等には異状が無いかの点検を行います。</p> <p>また、運搬ルート上における事故等の発生についても想定し、道路管理者等と事前に運搬ルートや休憩場所等の情報共有を行うなどの調整の上、交通安全等に十分留意して運搬することとします。運搬事故時にも、再生資材化した除去土壌の状態を把握した上で、周辺の空間線量率を測定し、再生資材化した除去土壌の回収を行うこととしております。</p> <p>なお、仮に災害時に覆土が流出し、8,000 ベクレル (Bq) /kg 以下の土壌が露出した状態が1年間続いたとしても、周辺の被ばく線量は年間1ミリシーベルト (mSv) 以下となります。また、復興再生利用に当たっては、仮に再生資材化した除去土壌が流出した場合には、国（環境省）等の除染実施者が責任を持ってモニタリングや回収を行います。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害によって土壌が流出してしまったときの対応について一切記載がない。地表面を隈なく測定し、細かく土壌サンプリングも行うレベルで回収しきれない場所のチェックしなければ災害で流された再生利用土の回収はできない。</li> <li>・ 住宅地も人里離れた奥地でも、地震や洪水によって道路や堤防は、人間の責任体制とは無関係に崩壊する。第58条の4口「責任体制が明確」も「継続的かつ安定的」も机上の空論であるから撤回すべきだ。</li> <li>・ 除去土壌を復興再生利用した場所が自然災害に見舞われた場合、余計な手間と懸念を災害時に増やすだけである。省令案ではそのことが考慮されていないので撤回すべきである。</li> <li>・ 台風などによる浸水や地震による液状化、津波による浸水などで、放射能汚染した土が地上にでてきたとき、速やかに放射能を測定し、汚染した土（泥）を管理することが地方自治体にできるでしょうか。そもそもなぜそのようなリスクのある土を受け入れないといけないのでしょうか。</li> <li>・ 埋め立てられた再生土壌は、長期的には再度掘り起こされ再利用される可能性のある土壌である。トレーサビリティの不可能な土壌となる。再生利用される土壌の長期的管理が不可能であり、即刻省令案は取り下げるべきである。8000ベクレル/kg以下だとしても、90年で1/8であり、まだ被ばくの危険性の高い土壌である。最終処分ではなく、再生利用ということは、再度再生利用される可能性のある土壌であり、この土壌が</li> </ul>	

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>全国で使用されているということは、全国の市町村で汚染土壌の長期的トレーサビリーコントロールシステムを維持しなければならない。天変地異も含めて、異常気象で豪雨災害が頻発する日本全土でコントロールするとは不可能であり、かつ実効したとしても膨大な税金がかかることになる。放射性物質管理の原点にもとづき、除去土壌は集中管理すべきである。</p>	
13	<p>除去土壌は全国にばら撒かず、発生地で集中管理すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除去土壌の発生場所での保管の重要性 除去土壌は「内部被ばくの防護における 2C の原則：閉じこめ (Containment)、集結 (Concentration)」に基づき、発生場所で保管すべきです。全国に拡散することで、除去土壌の管理(長期的モニタリングの実施等)が分散化し、漏洩や拡散のリスクが更に高まります。発生地で集中管理を徹底すべきです。</li> <li>・ 三原則 (1 取り除く (撤去)、2 さえぎる (遮へい)、3 遠ざける) に反している</li> <li>・ 除染土の運搬リスク 全国展開を前提とした除去土壌の運搬・施工では、輸送・施工中の事故や放射性物質が飛散・漏洩するリスクが増大します。これにより、作業員や周辺住民への内部被ばくリスクが増加します。輸送を伴わない発生地保管は、物流・施工に伴うリス</li> </ul>	<p>福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分に向けては、最終処分量を低減するため、復興再生利用等を進めることが重要です。事故後の除染や今後の復興再生利用等の一連の取組は、生活圏における放射線量の低減と、本来貴重な資源である除去土壌の有効活用、また福島復興への貢献が可能となるものと考えております。</p> <p>復興再生利用については、国内外の有識者からの意見や実証事業の成果等を踏まえつつ、検討を進めてまいりました。</p> <p>復興再生利用の基準については、公衆の線量限度である追加被ばく線量「年間 1 ミリシーベルト (mSv)」以下に相当する放射能濃度として、8,000 ベクレル (Bq) /kg 以下としております。なお、この基準は最も被ばく線量が大きくなる作業員の被ばくを踏まえて設定された基準であり、復興再生利用の基準で定める「覆土等の覆い」をすることで、結果として被ばく線量は大きく下がると考えております。また、復興再生利用は、公共事業等の実施主体や責任体制が明確であり、継続的・安定的に行われる事業で実施するとともに、復興再生利用を行う場所においては、除染実施者が空</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>クを完全に排除できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分区域の選定基準の曖昧さと環境影響評価の不十分さ 改正案では、処分区域の選定基準が不明確です。また、除去土壌の再利用による生態系への影響が十分に評価されていません。除去土壌の発生場所での保管は、地質や水源地などへの新たな環境影響リスクを完全に排除できます。</li> <li>・ 放射能汚染土の管理で海外の例を見ると、チェルノブイリやスリーマイルでは一カ所にまとめて管理している。全国に分散している例はない。日本も海外を基準として厳重管理すべき。</li> <li>・ 放射能汚染土を全国にばら撒くな。</li> <li>・ 汚染の少ない地域に汚染土を持ってくること自体が放射能汚染の追加である。全国にホットスポットができる。</li> <li>・ 今回の案はとりもおさず放射能残土を全国にばら撒く事であり原則である年1 mSv の原則が破られてしまうことになる。これは国民への被曝の強制であり、被曝しない権利という基本的人権の違反となる。</li> <li>・ 1 キログラムあたり 8000 ベクレル以下という基準を設定したが、この条件では他の土壌で薄めればどんなに高濃度の土壌でも再生利用可能となり、制限のない放射性物質の拡散と同じことになる。これは放射性物質の集中管理の原則と相反するものである。</li> <li>・ 土壌が人間にとって貴重な資源であるのは、それが表層にあ</li> </ul>	<p>間線量率の測定を含めた維持管理を行うなど、適切に管理を行ってまいります。</p> <p>粉じんの吸入による内部被ばくについては、粉じん濃度が高い状態での被ばく評価計算の結果、外部被ばくに比べて 1%以下という結果となっており、8,000Bq/kg 以下の土壌を利用することによる追加被ばく線量は外部被ばくと内部被ばくを合わせても年間 1 ミリシーベルト以下となることを確認しています。</p> <p>また、復興再生利用に当たっては、用途先に応じて必要な品質調整を行うこととしております。</p> <p>復興再生利用については、国際原子力機関（IAEA）から、これまでの環境省の再生利用の取組が IAEA の安全基準に合致するとの評価や、放射線審議会から基準案が妥当であるとの答申をいただいております。今後、このような復興再生利用の安全性等について、国民の皆様や地域の関係者の皆様に御理解をいただけるよう丁寧に説明を行いながら、復興再生利用の取組を進めていきたいと考えております。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>り、生き物を育むために使われることに於いてです。除染された土壌の多くは火山灰土であり、表層土壌には10から25パーセントの有機物が含まれ、土木工事で下層に使われるには全く適していないことは明らかです。ましてや表層で使われることは流失の危険が大きく、全く受け入れられません。それが分かっているのに、原子炉等規制法で定められた数値を無視してまで計画を進めるのでしょうか？危険ではないと言えば危険が消えるわけではありません。危険をばら撒き、それを弱者に押し付けるのではなく、国が責任を持ち汚染土の集中管理をしていって下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汚染土の再利用による拡散は、地域間での不公平感を生み出す可能性があります。一部の地域が「汚染を受け入れさせられる」感覚を抱くことは、社会的対立を引き起こすかもしれません。</li> </ul>	
14	<p>放射性廃棄物の最終処分と同様以上の管理方法を復興再生利用にも適用すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>除去土壌は、「低レベル放射性廃棄物」として最終処分すべきである。【理由】環境省は、2024年1月12日「除去土壌等の最終処分に関する安全確保について」p.2で、8,000Bq/kgは「分類上は低レベル放射性廃棄物に該当する」と整理しているからである。</li> <li>トレンチ処分、ピット処分等最終処分と同様の管理をすべき。</li> </ul>	<p>復興再生利用については、国内外の有識者からの意見や実証事業の成果等を踏まえつつ、検討を進めてまいりました。</p> <p>復興再生利用の基準については、公衆の線量限度である追加被ばく線量「年間1ミリシーベルト(mSv)」以下に相当する放射能濃度として、8,000ベクレル(Bq)/kg以下としております。また、復興再生利用は、公共事業等の実施主体や責任体制が明確であり、継続的・安定的に行われる事業で実施するとともに、復興再生利用を行う場所においては、除染実施者が空間線量率の測定を含めた維持管理を行うなど、適切に管理を行ってまいります。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低レベル放射性廃棄物として最終処分すべき。</li> <li>・ 密閉型容器の使用をすべき。</li> <li>・ 地下50m位穴掘って地下水が流れ込まないようにコンクリで周りを固め、そこに汚染土壌を放り込んでフタして立入禁止区域とし留め置くしかない。</li> </ul>	<p>復興再生利用については、国際原子力機関（IAEA）から、これまでの環境省の再生利用の取組がIAEAの安全基準に合致するとの評価や、放射線審議会から基準案が妥当であるとの答申をいただいております。</p>
15	<p>除去土壌を1箇所を集めたのに、もう一度全国にばら撒くのは無駄であり、矛盾している。これに税金を使うべきでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険だから汚染土を除染したのに、危険な土を再利用するのは矛盾。</li> <li>・ 汚染土が安全に再利用できるのだったら、そもそも除染が必要なかったことになる。全くおかしい事業であり、中止すべき。</li> <li>・ すでに中間貯蔵施設に膨大な予算と時間、人力を費やして埋設された汚染土を掘り返すことの愚かさ。</li> <li>・ 輸送コストが無駄。</li> <li>・ 安全に再生利用ができるならば、輸送コストのかからない福島県内で行うべきであり、県外ですべきでない。</li> <li>・ 全国にばら撒かずに発生地で集中管理し、浮いたお金を福島の復興再生に使うべき。</li> <li>・ ゼネコンや原子力ムラにお金を還流させて天下りするためか。</li> </ul>	<p>福島県内の除染により発生した除去土壌等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第3条第2項において、「中間貯蔵開始後、30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが国の責務として規定されております。事故後の除染や今後の復興再生利用等の一連の取組は、生活圏における放射線量の低減と、本来貴重な資源である除去土壌の有効活用、また福島復興への貢献が可能となるものと考えております。</p> <p>除去土壌については、発生量・放射能濃度や、放射性セシウムが土壌に強く固着しているという科学的知見を踏まえ、以下の方針の下で検討を進めてきたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除去土壌の量は膨大であり、最終処分量の低減を図るため、放射能濃度が比較的低いものは、安全性の確保を前提とし、適切な管理の下で利用（復興再生利用）する。</li> <li>・ 上記以外のものについては、減容の可能性を検討しつつ、最終処分（埋立処分）する。</li> </ul> <p>復興再生利用の基準については、公衆の線量限度である追加被ばく線量「年間1ミリシーベルト（mSv）」以下に相当する放射能濃度として、8,000</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射能汚染土の公共事業での再利用は産廃利権そのもの</li> </ul>	<p>ベクレル (Bq) /kg 以下としております。なお、この基準は最も被ばく線量が大きくなる作業者の被ばくを踏まえて設定された基準であり、復興再生利用の基準で定める「覆土等の覆い」をすることで、結果として被ばく線量は大きく下がると考えております。また、復興再生利用は、公共事業等の実施主体や責任体制が明確であり、継続的・安定的に行われる事業で実施するとともに、復興再生利用を行う場所においては、除染実施者が空間線量率の測定を含めた維持管理を行うなど、適切に管理を行ってまいります。</p> <p>復興再生利用については、国際原子力機関 (IAEA) から、これまでの環境省の再生利用の取組が IAEA の安全基準に合致するとの評価や、放射線審議会から基準案が妥当であるとの答申をいただいております。</p> <p>今後とも復興再生利用の必要性・安全性について御理解をいただけるよう、丁寧に説明を行っていきたいと考えております。</p>
16	<p>復興再生利用先で風評被害が起こる可能性があり、その被害を農業、漁業や観光業が被ることとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業や漁業に影響を与え、土地価格の下落や観光業への打撃を招く可能性がある。</li> <li>農産物について日本産は海外で人気で第一次産業が復活できる兆しがあるのに、汚染されると輸入禁止、壊滅的被害を受ける。</li> <li>農地に用いるという報道もありますが、これには賛成できません。福島漁業同様に、風評被害が広がり、食品の輸出も困難になり</li> </ul>	<p>復興再生利用については、国際原子力機関 (IAEA) から、これまでの環境省の再生利用の取組が IAEA の安全基準に合致するとの評価や、放射線審議会から基準案が妥当であるとの答申をいただいております。</p> <p>今後、このような復興再生利用の安全性等について、国民の皆様や地域関係者の皆様に御理解をいただけるよう丁寧に説明を行い、また、国内外への情報発信を随時行いながら、復興再生利用の取組を進めていきたいと考えております。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欧米では放射性物質に関して非常に敏感であり、除去土壌を日本全国どこに利用されるかわからないように再利用することは、国が推進しているインバウンド事業にも大きなダメージを引き起こすものである。</li> <li>・ これによるインバウンド観光などへの経済効果のマイナスはすべて国の責任となる。</li> </ul>	
17	<p>復興再生利用先の住民に心理的なストレスを与える。地域社会の分断につながる事となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚染土壌の使用は、地域住民や訪問者に心理的な不安やストレスを引き起こすことがある。これは、生活の質の低下や地域のイメージ悪化につながる。</li> <li>・ 8,000Bq/kg の大半がセシウム 137 だろうから、本来の基準、100Bq/kg を下回るには 200 年ほどかかる。その間、我々の子孫はずっとどこに埋まっているかもよく分からない放射能の心配をし続けなければならないのだ。</li> <li>・ 放射能汚染土の再利用は、科学的な観点からも環境的・社会的な影響を考えると、安全とは言えない。むしろ、放射性物質の拡散リスクを高める危険な政策。</li> <li>・ 除去土壌の受入れを巡る地域社会の分断が起こる可能性がある。</li> </ul>	<p>復興再生利用については、国際原子力機関（IAEA）から、これまでの環境省の再生利用の取組が IAEA の安全基準に合致するとの評価や、放射線審議会から基準案が妥当であるとの答申をいただいております。</p> <p>今後、復興再生利用の安全性等について、国民の皆様や地域の関係者の皆様に御理解をいただけるよう丁寧に説明を行い、また、国内外への情報発信を随時行いながら、復興再生利用の取組を進めていきたいと考えております。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
18	<p>除去土壌は、事故の原因である東京電力や国が、責任をもってその敷地内等で管理をしていくべき。</p> <p>島第一原発の受益者である東京電力管内で利用すべきで、東京電力と利害関係のない地域での実施はやめるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原発周辺の土地を国有化してそこで保管し続けるべき。</li> <li>・ 除去土壌は東京電力の敷地内に保管すべき。そもそも汚染を発生させたのは東京電力であり、東京電力が責任をもって受け入れるのは当然のこと。ましてや除去土壌を貴重な資源と位置付けるならば東京電力が拒否する理由はないはず。</li> <li>・ 地権者及び地域住民に十分な保障をして、今ある土地で東電が永久管理することを宣言し、これ以上被ばく被害を全国に増やすべきではない。大企業として社会的責任、企業倫理をもって株主、従業員を説得してほしい。国は東電の責任をこの汚染土等についても明確にすべきである。</li> <li>・ 省令案のガイドラインによれば、埋め立て作業に関して除染実施者（環境省）と事業実施者（土木業者）との責任については記載されているが、汚染土を発生させた東電の責任はどこにも書かれていない。放射能汚染を伴うこうした作業が公共事業とされることによって、いつの間にか最大の責任者である東電が第三者のようになってしまうことは理解できない。</li> <li>・ そもそも論だが、除去土壌は、本来は「汚染者負担の原則」に基づき、東京電力が責任を負うべき問題だ。環境省には、原則</li> </ul>	<p>今回パブリックコメントに付した復興再生利用の基準については、復興再生利用を行う際の方法等を定めたものですが、復興再生利用先の創出等に向けては、当該基準に基づき、昨年 12 月 20 日に設置された閣僚会議（※）の下で、政府一体で取組を進めてまいります。</p> <p>（※）福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議</p> <p><a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisei_riyou/index.html">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisei_riyou/index.html</a></p> <p>なお、放射性物質汚染対処特措法第 3 条第 1 項においては、関係原子力事業者（東京電力）は、「事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力しなければならない」と規定されております。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>に立ち返り、現状におもねることなく、政治的な忖度をする ことなく、規制官庁として、規制の立場を堅持して、制度の是正 に取り組んでいただきたい。再生利用実施者の立場を手放す べきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ そもそも放射性物質を扱い、事故によりばらまいたのは事業 者であり、国策として進めた国である。その尻拭いをなぜ国民 が広く受けなければいけないのか。</li> <li>・ 事故の責任は東電や国にあり、それを「日本全体の復興のため」「負担の分かち合い」といって一般市民に押し付けるべき ではない。</li> <li>・ まずは霞が関や永田町、政治家や官僚の自宅で率先して再生 利用の案件形成をすべき。</li> <li>・ 除染土を再利用しようとするなら、まず国会周辺、首相官邸、 議員宿舎などで「実証試験」を最低5年行い、その安全性を全 国民に広く知らしめて後に行いうべきだ。</li> <li>・ 安全と言うなら、あなた方の家に持ち帰り検証してみてください。 あなた方に健康被害が出ないと証明してみてください。 環境省の中で処理してみてください。できますか？</li> <li>・ 事故を起こした福島第一原発は東京電力管内に送電をする為の 施設のため、電力の需要側である都市部に再生利用先を限定す べきであり、東京電力と利害関係のない一般国民の居住地域に まで再生利用を可能にするような建付けにすべきでない。</li> </ul>	

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
19	<p>復興再生利用を福島県内で実施することにより、30年以内に福島県外に最終処分するという約束を反故にしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境省は、今回の汚染土の再利用を、「30年後、福島県外で最終処分するため、“除去土壌”の量を減らす必要がある」として推進しようとしている。一方で、「復興再生利用」は「処分」に含まれ、実質的な最終処分に近い。この「復興再生利用」は福島県内においても行われる方向であり、福島県との約束が事実上反故にされることになる。</li> <li>・ 福島県内でも再生利用をするそうだが、30年以内に県外に運び出すという約束違反ではないか。再生利用との名を借りて日本中を放射能で汚染させることになりかねない。</li> </ul>	<p>「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和6年3月19日閣議決定）では、「最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって減容・再生利用を進める」とされており、復興再生利用と最終処分は異なる概念とされているものとして考えています。</p>
20	<p>30年以内に福島県外で最終処分することを約束したのがそもそも問題のはじまり。出発点に戻って、改めて除去土壌の取り扱いを熟議すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「30年後、福島県外で最終処分するために、“除去土壌”の量を減らす必要がある」というが、当初から実行が可能かどうか危ぶまれていたような「30年後、福島県外で最終処分する」という約束を福島県と交わしたことが、そもそも問題の始まりなのではありませんか。福島県民を（だけでなく全国の国民をも）騙したり、嘘をついたりするようなやり方はもうやめ</li> </ul>	<p>中間貯蔵施設の受入れに当たり、福島県大熊町・双葉町の方々には、原発事故により避難を余儀なくされた上で、福島復興のために先祖代々受け継ぐ土地・家屋を手放すという大変重い決断をしていただきました。この決断があったからこそ、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入が進み、県内各地に設置された仮置場が解消され、福島全体の復興が大きく進展しました。加えて、福島県では原発事故による環境の汚染が国内で最も深刻であり、その影響により、福島県住民が既に重過ぎる負担を負っていることも踏まえ、中間貯蔵開始後30年以内の福島県内の除去土壌等に係る県外最終処分の方針を御地元へ約束し、また法律にも規定した上で受入れに至ったところです。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>て、今こそ出発点に戻って、放射能汚染土をどう取り扱うべきか熟議することが求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ もう一度汚染された所に住んでいる方々とお話されては如何ですか？当時と今とでは変わっていると思います。</li> <li>・ こんな利権まみれの案を提示する前に、大熊町、双葉町、福島県浜通り地方にどうしたいか、まずは確かめるべき。</li> <li>・ 当時交付金や雇用も得られ町が潤った、そのお金を受け取った福島第一原発の立地自治体で責任をとってください。いざ事故が起これば、他の地域を巻き込むというのはやめてください。</li> </ul>	<p>県外最終処分については御地元からも御要望をいただいているところであり、県外最終処分の実現に向け、全国的な理解醸成等の取組を行いつつ、復興再生利用の推進や、最終処分の方向性の検討を進めてまいります。</p>
21	<p>中間貯蔵用地はまだ余裕があるため、復興再生利用による減容は不要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間貯蔵用地にはまだ余裕があり、それ以外の利用はできない状況。減容する必要性はない。</li> <li>・ 中間貯蔵施設には余裕がまだ半分もあると聞いています。</li> </ul>	<p>福島県内で発生した除去土壌等の、中間貯蔵開始後 30 年以内の県外最終処分という方針は、中間貯蔵施設の整備に当たっての御地元の皆様との約束であり、法律にも規定された国の責務です。</p> <p>県外最終処分の実現に向けては、最終処分量を低減するため、復興再生利用等を進めることが重要であり、全国的な理解醸成等の取組を行いつつ、復興再生利用の推進や、最終処分の方向性の検討を進めてまいります。</p>
22	<p>土壌が貴重な資源であれば、県外最終処分する必要はなく、福島県に再度保管を求めても良いはず。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドライン案には、「大変貴重な資源である除去土壌の有効活用」と記されているが、放射能濃度を低減しても汚染土壌に</li> </ul>	<p>中間貯蔵施設の受入れに当たり、福島県大熊町・双葉町の方々には、原発事故により避難を余儀なくされた上で、福島の復興のために先祖代々受け継ぐ土地・家屋を手放すという大変重い決断をしていただきました。この決断があったからこそ、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入が進み、県内各地に設置された仮置場が解消され、福島全体の復興が大きく進展しま</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>変わりなく、放射能に汚染された土壌を真に貴重な資源と認識されているのか。全国に汚染土壌を拡散させるための詭弁。貴重な資源と言うならば、「中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分」する必要はなく、福島県に再度保管を求めても良いはず。仮に福島県が受け入れないのであればその理由を問うべき。</p>	<p>した。加えて、福島県では原発事故による環境の汚染が国内で最も深刻であり、その影響により、福島の住民が既に重過ぎる負担を負っていることも踏まえ、中間貯蔵開始後30年以内の福島県内の除去土壌等に係る県外最終処分の方針を御地元へ約束し、また法律にも規定した上で受入れに至ったところです。</p> <p>県外最終処分については御地元からも御要望をいただいているところであり、県外最終処分の実現に向け、最終処分量を低減するため、復興再生利用等を進めることが重要と考えております。</p>
23	<p>福島で原発事故の被害に遭った方の声を聴いたのか。その方も、福島から汚染物質が他地域に持ち込まれることを懸念している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島で原発事故の被害に遭った人たちの意見を聞いたのでしょうか。これ以上、福島の汚染を他に広げてほしくないという声があることを、確認したのでしょうか。</li> <li>・ 地元の人々は、自身の土地から除去された汚染物質が他地域に持ち込まれることによる二次汚染を恐れています。</li> </ul>	<p>中間貯蔵施設の入りに当たり、福島県大熊町・双葉町の方々には、原発事故により避難を余儀なくされた上で、福島の復興のために先祖代々受け継ぐ土地・家屋を手放すという大変重い決断をしていただきました。この決断があったからこそ、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入が進み、県内各地に設置された仮置場が解消され、福島全体の復興が大きく進展しました。加えて、福島県では原発事故による環境の汚染が国内で最も深刻であり、その影響により、福島の住民が既に重過ぎる負担を負っていることも踏まえ、中間貯蔵開始後30年以内の福島県内の除去土壌等に係る県外最終処分の方針を御地元へ約束し、また法律にも規定した上で受入れに至ったところです。</p> <p>除去土壌等の県外最終処分の実現に向けては、その最終処分量を低減するため、復興再生利用が鍵となります。</p> <p>復興再生利用については、国際原子力機関（IAEA）から、これまでの環境省の再生利用等の取組がIAEAの安全基準に合致するとの評価や、放射線審議会から基準案が妥当であるとの答申をいただいております。県外最</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>終処分については御地元からも御要望をいただいているところであり、県外最終処分の実現に向け、全国民的な理解醸成等の取組を行いつつ、復興再生利用の推進や、最終処分の方向性の検討を進めてまいります。</p>
24	<p>最終処分量は東京ドーム 11 杯分に収まらず、今後も増える。そのとき、復興再生利用で対応しきれものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島県には帰還困難区域内のホットスポットや山といった高線量の除染すべき箇所がまだ存在し、最終処分量は東京ドーム 11 杯分には収まらないだろう。</li> <li>・ 放射性物質は除染されていない山や森林から高低差や風雨によって低地や除染した地域にまで移動している。これは今後も続くのであり、復興再生利用で対応しきれものではない。復興再生利用は復興に繋がる事業にならない。</li> </ul>	<p>福島県内の除染により発生した除去土壌等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第 3 条第 2 項について、「中間貯蔵開始後、30 年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが国の責務として規定されております。</p> <p>除去土壌については、発生量・放射能濃度や、放射性セシウムが土壌に強く固着しているという科学的知見を踏まえ、以下の方針の下で検討を進めてきたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除去土壌の量は膨大であり、最終処分量の低減を図るため、放射能濃度が比較的低いものは、安全性の確保を前提とし、適切な管理の下で利用（復興再生利用）する。</li> <li>・ 上記以外のものについては、減容の可能性を検討しつつ、最終処分（埋立処分）する。</li> </ul> <p>県外最終処分の実現に向けては、最終処分量を低減するため、復興再生利用等を進めることが重要であり、全国民的な理解醸成等の取組を行いつつ、復興再生利用の推進や、最終処分の方向性の検討を進めてまいります。</p>
25	<p>農地や、子供が利用する学校や公園での利用を避けるなど、用途・場所を限定すべき。</p>	<p>復興再生利用の基準については、公衆の線量限度である追加被ばく線量「年間 1 ミリシーベルト (mSv)」以下に相当する放射能濃度として、8,000 ベクレル (Bq) /kg 以下としております。</p>

寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用場所や用途の制限が行われていない。</li> <li>・ 公共事業には公共空間での農業・農園作業実習等々が入るのか。農業用土にセシウム等が入ってくることを問題視している。</li> <li>・ 飯舘村長泥地区の再生利用実証実験地 30 ヘクタールの汚染土壌は永久的な埋立てとなる。再生利用実証地の飯舘村長泥地区の 30 ヘクタールの農地の下には汚染土壌が 1m 以上の深さで埋立てされている。今回の省令案によれば、復興再生利用の対象地であり「埋立て再生利用処分」された土地となる。元の非汚染農地には永久にならない。実証実験であれば、実験終了後は元に復元することが常識であるが、この省令案が実施されると永久に健全な農地への復元はなくなる。この点に関して、飯舘村民に十分な説明がされているとは思えない。再生利用実証実験地の長期的な取り扱いを不問に付す可能性のある本省令案は即刻撤回すべきである。</li> <li>・ 除去土壌は、用途を限定すべきで、広くばらまくべきではないと思います。管理が煩雑になりますし、住民の反対運動が各地で起こることになります。大規模施設など、一定の場所に集中させるべきだと思います。国は、再生利用する土壌は放射線量が低く、比較的安全と主張されていますので、一定の場所に集中させても問題はないはずです。</li> <li>・ 子どもは大人よりも放射線感受性が高いことを踏まえ、公園などの子どもたちが頻繁に利用する場所で再生利用を行う場</li> </ul>	<p>利用場所の選定に当たっては、軟弱地盤のある場所や地すべり地等、被災に伴う除去土壌の飛散・流出リスクを総合的に勘案し、調査・計画に当たって十分な検討を行うこととしています。</p> <p>再生資材化した除去土壌の飛散・流出リスクが低いと考えられない場合には、利用場所や利用部位として基本的に避けることとしています。</p> <p>復興再生利用は、公共事業又は実施主体及び責任体制が明確であり、かつ、継続的かつ安定的に行われる事業において行うこととしています。</p> <p>飯舘村長泥地区における農地造成実証事業（環境再生事業）は、飯舘村の特定復興再生拠点区域復興再生計画に位置付けられております。本事業において、栽培した作物の放射能濃度は放射性セシウムの基準値（一般食品）（100Bq/kg）より十分小さい値となることが確認されております。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>合は、安全基準をより厳格に設定することが不可欠。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もし公園などにバラまかれたら、子ども達が被爆してしまいます。</li> <li>・飛散・流出のリスクが高い場所の例示が行われているが、そうしたリスクが高い場所を回避するのではなく、「十分な検討を行う」と記述されるにとどまっている。また、用途についても、特段の制限が行われていない。</li> </ul>	
26	<p>再生資材化した除去土壌の放射能濃度の基準について、8,000Bq/kg 以下でなく、クリアランスレベルである 100Bq/kg 以下とすべき。基準を緩めるべきでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興再生利用をするのであれば、「除去土壌の放射能濃度」は 8,000Bq/kg 以下ではなく、原子炉等規制法にもとづくクリアランスレベルと同等の 100Bq/kg 以下とすべきである。【理由】原子力規制委員会は、原子炉等規制法においては、「『汚染土壌』に含まれるセシウム 137 の平均放射能濃度が 100Bq/kg を超えている場合は、クリアランスを超える」と述べている（2020 年 6 月 10 日「クリアランス規制等の見直し案に対する意見募集の結果について」p.4）。ダブルスタンダードを作り出すべきではない。</li> <li>・「除去土壌の放射能濃度」の 8,000Bq/kg 以下は撤回すべきだ。【理由】環境省は「管理」をするから原子炉等規制法に基</li> </ul>	<p>クリアランス基準は、原子力施設や、放射性物質を扱う医療機関・研究機関等、放射性物質の取扱いに関して規制を受けている施設等を対象とした基準であり、原子力発電所の事故により、環境中に放出された放射性物質について、規制対象としたものではありません。</p> <p>原子炉等規制法等におけるクリアランス基準は、放射線による障害の防止に係る規制の枠組みから除外し、核燃料物質によって汚染された物ではないもの等として、全く制約のない自由な流通を認めるものとして取り扱うことができるものです。</p> <p>一方で、復興再生利用については、放射性物質汚染対処特措法の下、再生資材化した除去土壌を対象に、その利用先を管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等に限定した上で、飛散・流出の防止等の適切な管理を前提として利用するものです。</p> <p>なお、復興再生利用の基準については、公衆の線量限度である追加被ばく線量「年間 1 ミリシーベルト (mSv)」以下に相当する放射能濃度として、8,000 ベクレル (Bq) /kg 以下としております。この基準は最も被ばく線</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>づくクリアランスレベルとは別物だと主張してきたが、8,000Bq/kgが100Bq/kgに減衰するまでには約190年かかることを環境省は検討の中で認識している。にもかかわらず、今回の省令案では、管理年限について記載がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射能基準のダブルスタンダードを認めることはできない。原子炉等規制法では100Bq/kg以下を再利用の基準としているにも関わらず、環境大臣が定める告示だけで8,000Bq/kg以下の除去土壌なら再利用できるとするのは納得できない。</li> <li>8,000ベクレルという値は本当に安全なのか。</li> <li>基準を80倍緩和する意味がわからない。</li> <li>基準値緩和によるリスク</li> </ul> <p>改正案で提示された除去土壌の放射能濃度基準値（8,000ベクレル/kg）は、廃棄物処分場向け基準をそのまま適用しており、従来の100ベクレル/kgの規制と比較して極めて高く、公共の場で再利用される場合における長期的な被ばくリスクを増大させます。特に、放射線の影響を受けやすい子どもや妊婦への特別な保護措置が講じられているとは思えません。従来の100ベクレル/kgの規制を堅守すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>8,000Bq/kg以下の土壌のうち100Bq/kgを超えるものは低レベル放射性廃棄物として扱われるべきものである。今回の省令案は、従来の放射線防護の規制を蔑ろにするものであるが、今回省令の方が法的に従来の放射線防護規制よりも上であるとする理由はどこにあるのかも示してもらいたい。</li> </ul>	<p>量が大きくなる作業員の被ばくを踏まえて設定された基準であり、復興再生利用の基準で定める「覆土等の覆い」をすることで、結果として被ばく線量は大きく下がると考えております。また、復興再生利用については、国際原子力機関（IAEA）から、これまでの環境省の再生利用の取組がIAEAの安全基準に合致するとの評価や、放射線審議会から基準案が妥当であるとの答申をいただいております。</p> <p>このように、8,000Bq/kgと100Bq/kgという基準は、異なる法体系の下での基準であり、前提としている管理の考え方も異なるものです。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインや省令改正で済ませて、法律改正を行おうとしないのは、放射性物質として扱わなくてよいクリアランスレベルとのダブルスタンダードとの明確な区別が、法律上、困難、すなわち、クリアランスレベルの80倍もの汚染土を「適切に管理」することを法律上、担保することができないからではないのか。</li> <li>「復興再生利用」の定義・態様が不明確なため、原子炉等規制法に基づくクリアランス基準（100Bq/kg）対比80倍もなぜ急に安全な行為となるのか科学的に不明である。運用する側も、「復興再生利用」として行った行為が、処理でなく「再利用」であると認定されてしまうと、即法令違反とされるリスクがあり、事業者としては怖くて参入できないのではないかと考える。</li> </ul>	
27	<p>再生資材化した除去土壌の放射能濃度の基準について、8000Bq/kg以下でなく、より低い基準値（5,000 Bq/kg等）を採用すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の日本の土壌汚染基準値は5,000ベクレル/kgであり、この厳しい基準値は、環境の安全性を確保し、国際市場での信頼を維持するために非常に重要です。一方、日本政府が提案する改変数値は、環境の安全性を脅かし、さらに輸出に悪影響を及ぼす可能性があるため、現行の5,000ベクレル/kgの基準値を</li> </ul>	<p>復興再生利用の基準8,000ベクレル（Bq）/kgは、線量の基準としている公衆の線量限度である追加被ばく線量「年間1ミリシーベルト（mSv）」以下となるよう、（上面）500m×500m、（底面）513.5m×513.5m、高さ約5mの大きな盛土を想定して、追加被ばく評価計算により導出された放射能濃度です。</p> <p>追加被ばく計算の条件設定については、以下のURLに掲載の第163回放射線審議会資料163-3-2号 p16～19、p26～38（参考資料1）を御参照ください。内部被ばくの評価結果についてもp17・p19に示しております。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>維持するよう強く要求します。環境の安全性を守り、国際市場での信頼を維持するためには、現行の厳格な基準値が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正案で提示された除去土壌の放射能濃度基準値8,000Bq/kgは高過ぎる。せめて半分以下の4,000Bq/kgにすべき。</li> </ul>	<p><a href="https://www.da.nra.go.jp/view/NRA100005852?contents=NRA100005852-002-005#pdf=NRA100005852-002-005">https://www.da.nra.go.jp/view/NRA100005852?contents=NRA100005852-002-005#pdf=NRA100005852-002-005</a></p> <p>なお、この基準は最も被ばく線量が大きくなる作業者の被ばくを踏まえて設定された基準であり、復興再生利用の基準で定める「覆土等の覆い」をすることで、結果として被ばく線量は大きく下がると考えております。</p> <p>復興再生利用については、国際原子力機関（IAEA）から、これまでの環境省の再生利用の取組がIAEAの安全基準に合致するとの評価や、放射線審議会から基準案が妥当であるとの答申をいただいております。</p>
28	<p>「年間追加被ばく線量1 mSv」に相当する再生資材化した除去土壌の放射能濃度基準が8,000Bq/kg以下となる根拠が不明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被ばく線量年間1 mSvに相当する除去土壌の放射能濃度が8,000Bq/kgとする科学的根拠が不明確。</li> <li>作業時間を1,000時間に限定、作業中は3m×12mの厚さ2.2cmの鉄板を敷くという仮定を置かない場合、被ばく線量は年間13.2 mSvになるはず。足元の盛土作業をするのに、そこに鉄板が敷いてあったらどうやって作業をするのか。</li> <li>土壌を中間貯蔵施設から運んで作業場に敷くまでの作業における、粉塵吸い込みによる内部被ばくの計算もされていない。</li> <li>環境省が2017年6月に出した「復興に向けた廃棄物の処理について～放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物処理を進め</li> </ul>	<p>復興再生利用の基準8,000ベクレル（Bq）/kgは、線量の基準としている公衆の線量限度である追加被ばく線量年間「1ミリシーベルト（mSv）」以下となるよう、（上面）500m×500m、（底面）513.5m×513.5m、高さ約5mの大きな盛土を想定して、追加被ばく評価計算により導出された放射能濃度です。</p> <p>復興再生利用に係る追加被ばく評価計算においては、実証事業における施工実態等を踏まえ、年間作業時間（1,000時間）や遮へい係数（0.6）といった設定をしております。</p> <p>過去に実施された廃棄物に関する追加被ばく計算、クリアランス対象物の埋設処分に関する計算においては、年間作業時間を1,000時間、遮へい係数（0.4）と設定されており、今回の復興再生利用に係る追加被ばく計算は、これらより厳しい遮へい条件での計算としております。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>るために」によると、埋め立て事業者の方の、年間追加被ばく線量 1mSv 以下とするときの放射能濃度が、8,900Bq/kg で、これは 1 日 8 時間・年間 250 日の労働時間のうち半分の時間（1,000 時間/年）を当該廃棄物のすぐ上で覆土せず作業するという想定でシュミレーションしたと書いてある。生活は 365 日 24 時間で、その除去土壌が運ばれたすぐそばに住む日は、一日まったく動かず過ごすお年寄りだったり病人だったりすれば、1 日 8 時間どころか 24 時間、年間 250 日どころか 365 日ずっとその土のそばで暮らすわけです。8,000 ベクレル/kg という数字を今回の安全基準として適用させるわけにはいかない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本意見募集において関連資料とされている「復興再生利用に係るガイドライン（案）」の「2. 2. 1（3）追加被ばく評価について」を見ると、施工中の作業者について年間作業時間を 1,000 時間と短く制限し、さらに遮蔽係数 0.6 を導入した上で年間 0.93mSv と評価している。この条件から外れれば年間 1mSv を超える可能性も十分考えられるが、「遵守すべき条件」が省令改正案や告示案中に定められているわけではない。同様に、「ガイドライン（案）」では維持管理中の利用者についても年間利用時間を 1,000 時間とした条件下で追加被ばく評価をしているが、一方で「ガイドライン（案）」の「2. 6（2）」では「立入制限を設ける必要はない」としている。立入制限を設けないのであれば一般利用者の年間アクセス時間は 8,760</li> </ul>	<p>この他、追加被ばく計算の条件設定については、以下の URL に掲載の第 163 回放射線審議会資料 163-3-2 号 p16～19、p26～38（参考資料 1）を御参照ください。内部被ばくの評価結果についても p17・p19 に示しております。</p> <p><a href="https://www.da.nra.go.jp/view/NRA100005852?contents=NRA100005852-002-005#pdf=NRA100005852-002-005">https://www.da.nra.go.jp/view/NRA100005852?contents=NRA100005852-002-005#pdf=NRA100005852-002-005</a></p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>時間として評価すべきであるが、そうすると利用者の追加被ばくが年間1mSvを超えるケースが出てくる(「上部覆土20cmの場合」)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>省令案と告示における基準設定がおかしい。 内部被ばくの基準は毎日2Lを365日飲み続けて年間1ミリシーベルトを超えない基準にしているのに、外部被ばくを24時間365日その場所において年間1ミリシーベルトを超えない基準にしていない。1キログラムあたり8000ベクレルで汚染した土まで「復興再生利用」しようという結論ありきに合うように基準を設定しているのが見え見えである。</li> </ul>	
29	<p>放射性セシウム以外の放射性物質も規制の対象にすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ストロンチウムなどのセシウム以外の放射性核種が考慮されていない。</li> <li>半減期が5万年のストロンチウムなど、減退期の長い放射性物質を測定しないことにしていることが恣意的でとても信頼できない。</li> <li>セシウム以外の放射性物質についてのデータも無いと安全だと言い切れないのではないか。セシウム以外の放射性物質も計測すべき。</li> <li>セシウム以外の放射性核種について濃度が事故前と同等と判断しているが、その基準が「原子力施設等におけるクリアラン</li> </ul>	<p>復興再生利用の基準については、公衆の線量限度である追加被ばく線量「年間1ミリシーベルト(mSv)」以下に相当する放射能濃度として、8,000ベクレル(Bq)/kg以下としております。この基準は最も被ばく線量が大きくなる作業員の被ばくを踏まえて設定された基準であり、復興再生利用の基準で定める「覆土等の覆い」をすることで、結果として被ばく線量は大きく下がると考えております。</p> <p>中間貯蔵施設に搬入された除去土壌について、放射性セシウム以外の核種のうち、今なお土壌に残存する可能性のあるストロンチウム及びプルトニウムの調査を行っております。この結果、これらの放射能濃度は事故前と同程度であることを確認しております。</p> <p><a href="https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_commission/pdf/proceedings_241003_01_14.pdf">https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_commission/pdf/proceedings_241003_01_14.pdf</a></p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>スレベル」以下であることを根拠としているが、本件は原子力施設外に土壌を使用するため、基準が正しいとは言えないのではないか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水への浸透についてセシウムしか触れられておらず、セシウム以外の放射性核種の浸透について触れられていない。</li> <li>福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質を日本中の公園や土地に撒くことは、非常に危険で非現実的な提案です。六価クロムは発がん性物質であり、長期的な曝露によって肺がん、鼻腔がん、鼻咽頭がんなどの発症のリスクを高めることが知られています。ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137、ストロンチウム 90 などの放射性同位体は、長期的に人体に深刻な健康影響を及ぼす可能性があります。これらの物質は発がん性があり、特に子供や妊婦に対してリスクが高いです。政策決定者が計画の再検討を促すことをお願いします。</li> </ul>	<p>この結果は、2011 年度の文部科学省による調査研究結果※における「今後の被ばく線量評価や除染対策においては、放射性セシウム 134、放射性セシウム 137 の沈着量に着目していくことが適切」との記載と整合的であると考えております。</p> <p>※ 出典：東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性核種の分布状況等に関する調査研究結果について（文部科学省、2012.3.13）  <a href="https://fukushima.jaea.go.jp/fukushima/try/pdf/pdf04/1-2_1.pdf">https://fukushima.jaea.go.jp/fukushima/try/pdf/pdf04/1-2_1.pdf</a></p> <p>仮に除去土壌中に六価クロムが含まれる場合に当たっては、土壌環境基準別表等を参考にしつつ、事業実施者と協議の上で、必要な品質調整を実施してまいります。</p> <p>なお、特定廃棄物の処理に係る六価クロムの基準については、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく排水基準を見直すことが適当である旨、中央環境審議会から環境大臣に対し答申がなされたことを踏まえ、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）において放流水の水質の基準等の改正が予定されていることから、同様に特定廃棄物の最終処分場からの放流水の水質の基準等についても改正を予定しています。</p> <p>今後も最新の知見を踏まえて安心・安全の確保に万全を期して事業を進めていきます。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
30	<p>再生資材化した除去土壌の管理期限を明記すべき。また、管理終了時の措置（記録保存等）も明記すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「復興再生利用」の管理期間は定まっていない。いつまで管理されるのかは放射線防護上、重要な論点であるとともに、事業実施者にとっては、いつまで責任を負うのかが不明なままとなっている。このような重要な点が先送りにされたまま、省令改正を行うべきではない。</li> <li>「適切な管理」が必要で無くなるクリアランスレベルまで減衰するまでに誰がどう管理し続けるのかの記載がない。</li> <li>クリアランスレベルとのダブルスタンダードではないと主張するのなら、復興再生利用に用いる除去土壌の放射能濃度が 100Bq/kg に減衰するまでの期間を厳重な管理年限として定めるべきだ。【理由1】堤防、道路などあらゆる公共施設は、自然災害や劣化、メンテナンス工事などにより崩壊もしくは掘り返されることにより、内部から土壌が流出飛散することは避けられないし、回収もできない。拡散して薄まるという詭弁を弄すべきではないからだ。【理由2】省令案（第58条の四）には、測定や記録等の情報の保管期間を「復興再生利用の終了するまで」としているだけだ。肝心の管理そのものの期間を定めなければ、意味をなさない。【理由3】「クリアランスレベルとは違う」という根拠（管理すること）に、法的拘束力を持たないことになるからだ。</li> <li>事業実施者については、測定や記録等の情報の保管期間が「当</li> </ul>	<p>復興再生利用に係る放射性物質汚染対処特別措置法に基づく措置の終了については、今後環境省において整理を行うこととしています。</p> <p>復興再生利用の基準に基づく、記録・保存を含む措置については、事業実施者ではなく除染実施者が責任を有するものであり、措置の終了まで除染実施者が適切に実施します。</p> <p>記録等の情報の保存期間は、復興再生利用に係る措置の終了後も公文書管理等の観点で必要な期間は保管されるものと考えております。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>該復興再生利用の終了するまでの間」とされており、いつまでそのような責任を負うのかが不明なままである</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興再生利用に関わる措置の終了とともに、それに係わる情報の保存が終了してしまうのであれば、後に検証するための記録も資料もないことになり、これでは復興再生利用について責任を負う覚悟が問われます。</li> </ul>	
31	<p>ガイドラインには法的拘束力がないため、実効性が担保されていない。省令上でより厳格な基準と監査体制を導入すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインには法的拘束力がない。違反した場合の措置も不明である。実効性が担保されていない。</li> <li>再生資材化の手続きに関しては、施行規則改定でも触れていない。告示も提示されず、今までの実証実験での検討結果を踏襲し、法令上の根拠のないガイドラインを「基準」として行われることになる。法的根拠がないまま、自由に再生資材化できることにならないか危惧される。</li> <li>「復興再生利用」に係る工事の施工及び維持管理について、省令改正案・告示案では、具体的な技術的要件について法的拘束力のある定めはほぼ白紙であり、「復興再生利用に係るガイドライン（案）」には、省令改正案や告示案からは到底読み取れないような種々の具体的留意事項や技術的要件の記載があるが、ガイドラインには法的拘束力がないことから、実際の運用がガイドラインの考え方に沿っ</li> </ul>	<p>事故由来放射性物質による環境汚染に起因する人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減するという観点から、復興再生利用に係る工事の施工や維持管理に当たって必要な事項については、復興再生利用の基準において定めております。その上で、当該基準の規定事項に係る解説や、再生資材化した除去土壌を取り扱うに当たり、追加的に考慮することが望ましい留意事項等については、復興再生利用に係るガイドラインにおいて示すこととしています。</p> <p>また、復興再生利用の基準やガイドラインに基づく適切な対応が取られているかを確認するための体制を、本年4月1日より環境省内に整備する予定です。</p> <p>こうした体制整備を通じて、復興再生利用が適切に行われるよう努めてまいります。</p> <p>なお、復興再生利用に当たっては、再生資材化した除去土壌の上に飛散・流出防止のための層と利用先の用途に応じて必要な機能を考慮した層で覆われるため、放射性物質汚染対処特措法に基づく責任主体の区分として、前者は除染実施者、後者は事業実施者や施設等の管理者が責任主体と</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>て行われることが担保されないし、本ガイドラインは本意見募集の対象文書となっていないことから、その内容について一般市民が意見表明することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工業者や管理者に対する監督が甘く、再生利用された土壌が予期しない危険をもたらすリスクが高いため、施工段階から維持管理までの全プロセスで、より厳格な基準と監査体制を導入すべき。</li> <li>・ ガイドライン案では、覆土について、内側の層 A については除染実施者が、外側の層 B については事業実施者や施設の管理者が責任主体となるとしている。同じ構造物の層ごとに責任主体を分けることは、現実的ではなく、実効性に欠ける。</li> </ul>	<p>なると考えておりますが、施設等の管理者とあらかじめ協議の上、合理的な場合には、一体で維持管理するものと考えます。</p>
32	<p>再生資材化した除去土壌の管理責任を明確化すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除去土壌の長期管理の責任主体、方法、基準が非常にあいまいで無責任。管理・責任主体を省令に明記すべき。</li> <li>・ 環境省がこの度の除染土壌の復興再生利用のすべての管理と責任を負うのか。もしそうであればきちんと明示し、国民がその情報にアクセスし得る場所に掲示し、周知を徹底するべき。</li> <li>・ 省令案第58条の四第1項～第4項において、除去土壌の飛散・流出防止、表示、測定、記録、図面の作成、保管等について書いてありますが、主語がありません。管理・責任主体が誰なのが不明です。ガイドライン案においては、「除染実施者が復興再生利用の責任を有している」(p.2-27) としていますが、</li> </ul>	<p>放射性物質汚染対処特別措置法に基づく復興再生利用に係る措置は、除染実施者がその責任を有し、同法施行規則第58条の4第1項から第4項における措置の主語は、除染実施者（福島県内で生じた除去土壌を復興再生利用する場合の除染実施者は国（環境省）、福島県外で生じた除去土壌を復興再生利用する場合の除染実施者は市町村等）となります。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	これは環境省を指すのでしょうか。そうであればその旨を、明記し、省令にも記載すべきです。	
33	<p>「公共事業又は実施主体及び責任体制が明確であり、かつ、継続的かつ安定的に行われる事業」の具体的な要件の内容、当該要件となった経緯は。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共事業又は実施主体及び責任体制が明確であり、かつ、継続的かつ安定的に行われる事業」の「明確性」「安定性」が示すものが不明。放射性物質の管理責任が明確ではない。</li> <li>・ 環境省が 2016 年以來、「利用先を管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等」とすると説明してきたものが省令案では、「公共事業又は実施主体及び責任体制が明確」と変化している。この変更・変化は、いつ、なぜ、どの段階で起きたのか。誰に向かって、この変更を説明したのか。国民にはいつどのように説明したのか。この省令案のパブコメ欄での提示が説明だとでも言うのか。環境省への不審感を増強するだけなので撤回すべきである。</li> </ul>	<p>復興再生利用の基準については、戦略検討会等の有識者会議で御議論いただくとともに、放射線審議会へ諮問し、パブリックコメントを実施した上で策定しました。</p> <p>この過程で、「公共事業又は実施主体及び責任体制が明確であり、かつ、継続的かつ安定的に行われる事業」において復興再生利用を実施することとしています。</p> <p>なお、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく復興再生利用等に係る措置は、除染実施者（福島県内で生じた除去土壌の復興再生利用等を行う場合の除染実施者は国（環境省）、福島県外で生じた除去土壌の復興再生利用等を行う場合の除染実施者は市町村等）がその責任を有しており、同法の下、除染実施者が適切に除去土壌の管理をしていくものと考えます。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
34	<p>モニタリング期間を永続的にし、公開を義務化すべき。また、ホットスポットを見逃さないような測定方法を実施するとともに、測定データの信頼性確保に向けた措置を講じるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除去土壌の汚染状況データ公開とホットスポットの見逃しリスク 除去土壌の放射能測定結果や管理状況（放射線モニタリング結果）の透明性が不十分です。全ての測定データを住民や専門家が広く確認できるよう、公開を義務化してください。また、放射線モニタリング期間が明確に規定されていません。永続的なモニタリングと測定機器の校正を義務付け、測定データを公開する体制を整備すべきです。</li> <li>・ 維持管理が始まったら七日に一度線量を測定するようにと書かれているが、測定したものをどこに提出して誰が異常がないか判断するのか。ただ測って測りっぱなしでは意味がない。</li> <li>・ モニタリング項目が空間線量しかなく、土壌や地下水の線量の定期モニタリングの実施が予定されていない。</li> <li>・ 地下水への汚染状況のモニタリングもマストにするべき。</li> <li>・ 除去土壌の表面だけではなく、中身も計測すべき。</li> <li>・ より信頼性のある詳細な測定方法とは、高濃度の側を低濃度の側に拡散させないことであるので、これの義務化するとともに、局所的なホットスポットのリスク把握を徹底すべき。</li> <li>・ ホットスポットの見逃しと測定データのインテグリティ</li> </ul>	<p>除染実施者は、地域の状況を踏まえて空間線量率等の測定結果について遅滞なく公表することとすることが重要であると考えております。</p> <p>空間線量率の測定は、復興再生利用に係る施工時は7日に1回以上、維持管理時は定期的に（基本的には年に1回以上を想定）行うこととしており、除去土壌施工箇所の上部最低1箇所において、機器の使用マニュアル等を参考にしつつ、点検及び校正が行われた放射線測定器を用いて行うことが重要であると考えております。</p> <p>また、再生資材化した除去土壌が8,000ベクレル（Bq）/kg以下の放射能濃度であることを確認する調査方法は、告示において連続測定と試料採取測定の2種類を規定しております。</p> <p>連続測定については放射能濃度を連続して測定できる装置により調査する方法となります。試料採取測定については調査対象の再生資材化した除去土壌を調査単位に区分し、その単位ごとに4以上の試料を採取して混合した上で放射能濃度を測定する方法となります。この際、代表性を確保できるよう、試料はできるだけ離れた場所から採取することとしております。</p> <p>こうした点も踏まえ、空間線量率や放射能濃度の測定を適切に実施してまいります。</p> <p>また、復興再生利用に当たっては、除去土壌の飛散・流出防止のための措置を講じますが、一方で土壌中の放射性セシウムは極めて溶出しにくいことから、地下水汚染防止のための特別な措置は不要と考えております。</p> <p>実際に、福島県内での実証事業や中間貯蔵施設における浸出水や地下水のモニタリング結果では、放射能濃度については検出下限値未満もしくは</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>除去土壌の試料を混合測定することにより、局所的な高濃度汚染が平均化され、結果として除去土壌の放射能濃度基準値を下回らせることが可能です。信頼性のある詳細な測定方法とデータインテグリティ体制を義務化するとともに、局所的なホットスポットのリスク把握を徹底すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>除去土壌の汚染状況を調査する方法が不十分であり、汚染の実態が正確に把握されない可能性が高いと懸念している。放射性物質は時間が経過するとともにその影響が現れるため、調査方法をより詳細かつ長期的に実施すべき。汚染が新たに発見されることを防ぐためにも、定期的な調査と迅速な対応が求められる。</li> <li>測定データの正確性と信頼性を担保するため、データの記録・保存のプロセスにおいて、第三者による監査、定期的なレビューやトレーサビリティの確保などの厳格な基準を設けるべき。</li> <li>維持管理が始まったら線量を測定するが、測定したものをどこに提出して誰が異常がないか判断するか。測りっぱなしでは意味がない。</li> <li>再生利用の管理期間における測定頻度が明記されていない。</li> <li>モニタリングデータ（管理方法、更新頻度、測定地点、日付、データ値、測定方法等）や測定機器の校正の結果等を情報公開すべき。</li> <li>定期的な汚染状況の調査による継続的なデータ収集とモニタ</li> </ul>	<p>排水基準を下回る結果となっています。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>リングを実施したうえで、その調査結果を速やかに公開し、住民や関係者が容易にアクセスできるようにすることで、より透明性を確保すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋め立て線量は常時モニタリングし、実測値を速報で多言語公開すべき。</li> <li>・ 測定データの解釈や政策決定に、公聴会などの専門家や市民の意見を反映させるための仕組みを提供すべき。</li> </ul>	
35	<p>復興再生利用の実施前の情報公開や合意形成プロセスを法的に義務化するべき。目指すべき線量水準は利害関係者との協議によって決定される旨を制度に明記すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省令案には、除去土壌の再生利用をしようとする際の情報公開や地域住民への説明や公聴会、協議義務が書かれていないが、最低でも書き込むか、法改正をして早期段階における住民参加と情報公開義務について定めるべきだ。【理由】IAEA が環境省の取り組みは IAEA の安全基準に合致していると述べたのは、線量が利害関係者との協議によって決定されるとの認識に基づいているからである。</li> <li>・ IAEA 専門家会合最終報告書には、住民との協議の場を設けることが重視されているが、今回の省令案にはそれが反映されていない。</li> <li>・ 住民説明と合意形成の不足</li> </ul>	<p>放射性物質汚染対処特措法施行規則における復興再生利用の基準では、事故由来放射性物質による環境汚染に起因する人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減するという観点から除染実施者が講じるべき措置を定めております。その観点で、施行規則第 58 条の 4 第 2 号においては、適切な管理の実施に当たって、役割分担を決めておくべき者として、事業実施者、施設等の管理者を挙げているものです。</p> <p>復興再生利用の推進に当たっては、除染実施者と地域の関係者を含む関係機関等とのコミュニケーションを、地域の実情を踏まえて進めることが重要であると考えております。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>除去土壌が使用される地域の住民に対する説明（情報公開含む）が不十分であり、住民の同意を得ずに進められる点は重大な問題です。住民説明会の開催や合意形成プロセスを法的に義務化するべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省令案 58 条の 4 第 2 号で、協議をする者として、イ、ロを挙げているが、住民の代表、住民団等を協議に加える必要がある。</li> <li>・ IAEA が環境省の取り組みは IAEA の安全基準に合致していると述べたのは、線量が利害関係者との協議によって決定されるとの認識に基づいているからである。</li> <li>・ 測定データの解釈や政策決定に、公聴会などの専門家や市民の意見を反映させるための仕組みを提供すべき。</li> <li>・ 省令案にもガイドライン案にも、「復興再生利用」実施の際の事前の情報公開や住民への説明についての記載がない。</li> <li>・ 仮に公共事業または実施主体や責任体制が明確な事業体を実施する場合、マスコミへの公表および住民説明会の実施を必ずガイドラインおよび関連法規内に義務付けるべき。</li> <li>・ 実証実験の予定をしていた二本松も小高区も住民の反対で取りやめになりました。事前の情報公開についての規定がないのは問題です。所沢でも新宿御苑でも反対運動が起きています。地域の人々の了解を得る必要があります。</li> </ul>	

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
36	<p>復興再生利用事業に関して地下水や地盤の汚染防止措置を義務付けるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再利用と自然災害による環境汚染の懸念 公共事業での除去土壌再利用により、地震や豪雨などの自然災害時や施工不備で放射性物質が環境中（地下水含む）に漏洩・拡散するリスクが高まります。再利用に際しては、密閉型容器の使用や地下水や地盤の汚染防止措置を義務付けるべきです。</li> <li>「命令などの案 2. (1)公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない除去土壌の要件」は、復興再生利用についても定めるべき。環境省は2022年に新宿区や所沢市での実証事業を住民に説明する際、それら事業における保有水等集排水設備やそれに類する設備の設置を説明していたが、今回の省令改正案でその設置を省こうとしている。今後、長期にわたって再生利用に使用すれば、生物や生物由来の有機物によりセシウムの溶け出す量が増え、地下水汚染が劣悪になり得ることから、たった数年の実証事業における測定結果でこれらの設備を省くことは認められない。同規則の第五十八条の三および第五十八条の四に関する除去土壌の処分や再生利用の全てについて保有水等集排水設備を実証事業と同様に設置するよう省令改正案を再検討すべき。</li> </ul>	<p>復興再生利用に当たっては、除去土壌の飛散・流出防止のための措置を講じますが、一方で土壌中の放射性セシウムは極めて溶出しにくいことから、地下水汚染防止のための特別な措置は不要と考えております。</p> <p>実際に、福島県内での実証事業や中間貯蔵施設における浸出水や地下水のモニタリング結果では、放射能濃度については検出下限値未満もしくは排水基準を下回る結果となっています。</p> <p>※復興再生利用に係るガイドライン P2-21—2-22  <a href="https://www.env.go.jp/press/press_04673.html">https://www.env.go.jp/press/press_04673.html</a></p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
37	<p>個別に線量計測を行うほか、リスクの説明や被ばくした場合の措置など、作業者の保護についての内容も省令に盛り込むべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省令案には作業者の保護についての記載がなく、安全が守られない。線量計を用いた線量管理をすべき。</li> <li>・ 作業者の防護措置については何も書いていない。作業者が放射線被ばくした数量のチェックさえ考えられていない。</li> <li>・ 本来であれば、施工従事者について個別に線量計測を行うべきであり、竣工後は、施工箇所の線量の測定とその結果の公表を継続的にを行い、施工箇所に接近する者の安全を図るべきである。</li> <li>・ 工事現場における工事従事者への放射線防護措置を、この省令はまったく考慮していないから撤回すべきである。ガイドラインに書いても法的拘束力がない。</li> <li>・ それぞれの土木工事にはその工事に相応しい資材があり、除去土壌を使えば、相応しい資材にするためのプロセスが加わるため、コスト高になるが、省令案で、作業員のための放射線防護措置が義務規定として書かれていないため、コスト削減のために放射線防護措置が取られないであろうことは容易に想定されるから、撤回すべきである。ガイドラインに書いても法的拘束力がない。</li> <li>・ 「復興再生利用に係るガイドライン(案)」の「3.4.1(3)」では「除染実施者は作業者に対して、施工中の空間線量率の測定により作業環境における放射線量を把握することや、作業者の代</li> </ul>	<p>作業者の放射線防護については、労働安全衛生法の体系下で規制されることとなっており、同法の体系下の電離放射線障害防止規則（電離則）や除染電離則が適用される場合は、これらの規則に基づき実施すべきものと考えております。</p> <p>復興再生利用については、公衆の線量限度である追加被ばく線量「年間1ミリシーベルト(mSv)」以下に相当する放射能濃度の基準として、8,000ベクレル(Bq)/kg以下としており、これは最も被ばく線量が大きくなる作業者の被ばくを踏まえて設定されたものとなっております。</p> <p>このため、復興再生利用に係る作業者は、基本的に電離則等の適用を受けず、追加被ばく線量も年間1mSv以下となることから、一般公衆扱いとしますが、除染実施者が作業者に対して再生資材化した除去土壌に放射性物質が含まれていること等を説明することや、作業者の追加被ばく線量が年間1mSv以下となることをモニタリング等によって確認すること等を行うこととしております。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>表者が個人線量計を携帯することにより、作業者の追加被ばく線量を把握することが可能であることを説明することも考えられる。作業者に対する説明の結果を踏まえ、除染実施者は事業実施者と相談の上、必要に応じて対応を検討する。」としている。しかし作業環境における放射線量の把握や個人線量計の携帯といった放射線管理について、「作業者の意見を聞いた上で対応を検討する」など、事業における仕様決定→発注→契約→施工のプロセスからは、常識的に考えられないことである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公共事業等」を行う際、実際の作業を行う人たちが、低レベル放射性廃棄物相当の土を扱い、吸い込み等による被ばくリスクにさらされることとなります。作業の人員を募集する際には、こうしたリスクについて、知らされるのでしょうか？そして、作業にあたりどのような放射線防護策を行うのかが分かりません。防護策を行わずに被曝した場合、作業員になんらかの労災が発生し得ます。その場合、責任の主体はどこにあるのでしょうか。</li> </ul>	
38	<p>電離則の適用を義務づけるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>8000Bq/kg 以下だから「電離則」の適用外としているが、「濃度が1万 Bq/kg を超え、かつ、数量が1万ベクレルを超えるものが『放射性物質』として定義」されるので、最大で20兆ベクレルにもなる復興再生利用事業は、当然「電離則」が適用</li> </ul>	<p>作業者の放射線防護については、労働安全衛生法の体系下で規制されることとなっており、同法の体系下の電離放射線障害防止規則（電離則）や除染電離則が適用される場合は、これらの規則に基づき実施すべきものと考えております。</p> <p>復興再生利用については、公衆の線量限度である追加被ばく線量「年間1ミリシーベルト (mSv)」以下に相当する放射能濃度の基準として、8,000</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>されるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興再生利用事業に就く労働者の健康被害を防止するために、電離放射線障害防止規則（以後、電離則）の適用、または準用を法改正かまたは省令改正で義務付けるべきである。【理由】セシウムが吸着した土壌を扱えば、その全工程（掘削、積載、荷下ろし、再生資材化、荷下ろし、搬入・仮置き、現場施工）で粉塵が発生するからである。省令案では「第 58 条の 4 ハ 除去土壌が飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を構ずること。」としているが、それだけでは不十分であり、不足の事態にも対応できないからである。</li> </ul>	<p>ベクレル (Bq) /kg 以下としており、これは最も被ばく線量が大きくなる作業者の被ばくを踏まえて設定されたものとなっております。</p> <p>このため、復興再生利用に係る作業者は、基本的に電離則等の適用を受けず、追加被ばく線量も年間 1 mSv 以下となることから、一般公衆扱いとしますが、除染実施者が作業者に対して再生資材化した除去土壌に放射性物質が含まれていること等を説明することや、作業者の追加被ばく線量が年間 1mSv 以下となることをモニタリング等によって確認すること等を行うこととしております。</p>
39	<p>地域住民の放射線防護に向けて、防護策の周知、費用の補填や健康被害にあった際の補償の規定を盛り込むべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>埋立処分先・再生利用先の地域住民及びトラックの移動の経路にあたる地域住民への放射能防護のための周知・喚起並びに地域住民の放射能防護の対策のため支出する費用の国による補填に関する規定を設けるべき。</li> <li>万一健康被害があったときの補償なども検討すべきであるがその記載がない。</li> </ul>	<p>放射性物質汚染対処特措法施行規則における復興再生利用の基準では、事故由来放射性物質による環境汚染に起因する人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減するという観点から除染実施者が講じるべき措置を定めております。</p> <p>今後も、復興再生利用等の基準を踏まえ、科学的根拠に基づき、放射線の健康影響や復興再生利用の安全性等について、丁寧に説明してまいります。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
40	<p>表示期間の長さとその内容は。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表示期間はどの程度なのか。実施後に場所の特定が可能になるのか。</li> </ul>	<p>復興再生利用が行われている期間において、復興再生利用を行う場所であることや除染実施者名と連絡先の表示を行うこととしています。</p> <p>再生資材化した除去土壌が利用されている範囲において自然災害による被災等が発見された場合の除染実施者への通報や復興再生利用に係る理解醸成を目的として表示を行うことを考えております。</p> <p>表示期間については、復興再生利用に係る措置を終了するまでの期間と考えております。</p> <p>具体的な表示箇所、表示方法等については、施設等の管理者と協議の上決定することとしています。</p>
41	<p>省令上の基本事項よりも詳細で明確な指針を策定すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工や維持管理に関する基本事項が抽象的で、具体的な管理方法等の記載が欠如している。より詳細で明確な指針を策定すべき。</li> </ul>	<p>復興再生利用の基準で規定する事項の解説及び実施に当たっての留意事項を示す復興再生利用に係るガイドラインを策定しました。</p>
42	<p>復興再生利用先の選定基準を定めるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>処分区域の選定基準を明確化すべき。</li> <li>ガイドライン案 p.3-2 においては、軟弱地盤のある場所や地滑り地など、飛散・流出のリスクが高い場所の例示が行われているが、そうしたリスクが高い場所を回避するのではなく、「十分な検討を行う」と記述されるにとどまっている。</li> </ul>	<p>利用場所の選定に当たっては、軟弱地盤のある場所や地すべり地等、被災に伴う除去土壌の飛散・流出リスクを総合的に勘案し、調査・計画に当たって十分な検討を行うこと、再生資材化した除去土壌の飛散・流出リスクが低いと考えられない場合には、利用場所や利用部位として基本的に避けることとしています。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
43	<p>復興再生利用の実施の際には、その旨、技術的な詳細、安全性や輸送に係る情報について公開すること。その際、科学者や専門家などによる分かりやすい説明を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての測定データをWEBサイトに掲載すべき。</li> <li>・ 科学者や専門家による説明会を開催し、技術的な詳細や安全性についての理解を深める機会を提供すべき。</li> <li>・ 事業に係る計画の詳細、安全評価や潜在的なリスクなどについて、科学的な根拠に基づき、住民に対して情報公開を行い、住民が容易にアクセスできるようにすべき。</li> <li>・ 測定データを公開できる体制を整備すべき。</li> <li>・ 環境影響評価、処分地選定基準を公開すること。</li> <li>・ 科学的なリスク評価を強化し、その結果を透明に公開すべき。</li> <li>・ 輸送に関し、輸送や施工の各段階で発生しうるリスクを詳細に評価し、事故シナリオや緊急対応計画といった形で、その結果を公開すべき。運搬ルート、運搬方法、安全対策、事故時の対応計画等の情報を透明に公開し、地域住民や関係者が安心できる体制を構築すべき。</li> <li>・ 新宿御苑に既に除去土壌が運ばれていることについては、後日知るところとなった。後で知った方が、怒りが大きいという事を知った方がいい。</li> </ul>	<p>除染実施者は、地域の状況を踏まえて空間線量率等の測定結果について遅滞なく公表することとすることが重要であると考えております。</p> <p>また、復興再生利用又は最終処分の実施が決まった場合には、実施場所や用途などの情報は公表するものと考えておりますが、地域の関係者を含む関係機関等の御意見も踏まえつつ、対応を検討してまいります。</p> <p>なお、新宿御苑での実証事業については、復興再生利用の基準の策定などの状況を踏まえ、今後進め方を検討することとしております。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
44	<p>規制機能と実施機能を明確に分離すべき。認可プロセスを今後どう実現するかが不明確。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際原子力機関（IAEA）に指摘されたように、除去土壌の再生利用に関する事業者と規制者を分離すべきである。【理由】IAEA は環境省の取り組みは IAEA の安全基準に合致していると述べたが、それには、規制機能が事業実施機能から独立している助言を踏まえてのことだからである。</li> <li>同じ省庁内で規制と事業の推進の機能を持つことは、福島事故の教訓に反することである。</li> <li>IAEA 専門家会合最終報告書要旨において「運用機能から独立した規制機能を持つことの重要性を強調した。環境省はこれを認識し、事業者機能と規制機能の独立性を維持し、実証できるようなアプローチを検討している」とされているが、これがどのように担保されるのか、明らかになっていない。</li> <li>発生した問題に対する迅速な対応と責任追及が可能な体制を整えるべき。</li> <li>IAEA 専門家会合最終報告書要旨において「環境省は将来のプロジェクトのための認可プロセスを検討する予定である」とされているが、この点について省令改正案で実現されているとは読みとれないし、今後どのように実現するか、環境省から公にされていない。</li> </ul>	<p>放射性物質汚染対処特別措置法に基づく復興再生利用等に係る措置は、除染実施者（福島県内で生じた除去土壌の復興再生利用等を行う場合の除染実施者は国（環境省）、福島県外で生じた除去土壌の復興再生利用等を行う場合の除染実施者は市町村等）がその責任を有します。</p> <p>その上で、復興再生利用等の適切な実施に向けて、復興再生利用等の基準に基づく適切な対応が行われているかを確認する体制の整備が重要です。</p> <p>さらに、除去土壌の再生利用等に関する国際原子力機関（IAEA） 専門家会合最終報告書においても「規制機能は事業実施機能から独立させるべき」との指摘があり、規制機能の適切な区分は重要と考えています。また、当該最終報告書においては、「環境省内での管理体制の整備は、規制機能の事業実施機能からの独立性を示すための選択肢の一つとなりうる。」との助言もいただいているところです。これを踏まえ、復興再生利用の基準やガイドライン等に基づく適切な対応が取られているかを確認するための体制を、本年4月1日より環境省内に整備する予定です。こうした体制整備を通じて、復興再生利用等が適切に行われるよう努めてまいります。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
45	<p>除去土壌の処分に係る代行告示により地方自治体に除去土壌の受入れを押し付けることにならないか。また、代行体制では、責任の所在が曖昧になり、透明性が欠如する懸念がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代行告示は、国が福島県等の代行をするという形式をとりつつ、その実態は、除去土壌の受入れを国が全国の地方公共団体に強制するものではないか。地方自治法第1条の趣旨にも反し、国の権利濫用と言わざるを得ない。</li> <li>・ 代行告示について、代行体制では、除去土壌の処分に対する情報公開が不十分になったり、責任の所在が曖昧になることで万が一の事故が発生した際に迅速な対応ができない懸念がある。</li> <li>・ 代行告示により、地方自治体の主体性が失われる可能性がある。</li> <li>・ 除去土壌の処分に係る代行告示に関して、透明性が欠如しており、住民に対する情報提供が不十分だと思います。処分の過程やその後のリスク管理について、もっと詳細な情報を公表し、住民や地域社会の理解を得るための努力が必要です。告示に対する監視体制を強化し、処分が適切に行われていることを確認できるようにすべきです。処分が適切に行われていることを確認できるようにすべき。</li> </ul>	<p>除去土壌の処分に係る代行告示については、放射性物質汚染対処特措法第42条第1項において、「国は、都道府県知事、市町村長又は環境省令で定める者から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して必要があると認められるときは、当該都道府県、市町村又は環境省令で定める者に代わって自らこの節（中略）に規定する措置を行うものとする。（中略）」とされており、要請があった場合に、除去土壌の処分等に係る措置を国が代行することとなっております。この代行措置については、あくまで処分等の措置を市町村等に代わって国が行うもので、復興再生利用等を全国の地方公共団体に強制する制度ではありません。</p> <p>復興再生利用先の創出等に向けては、昨年12月20日に設置された閣僚会議（※）の下で、政府一体で取組を進めてまいります。</p> <p>（※）福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議  <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisei_riyou/index.html">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisei_riyou/index.html</a></p> <p>その上で、復興再生利用の推進に当たっては、復興再生利用の必要性・安全性等について御理解いただけるよう、丁寧なコミュニケーションを図ってまいりたいと考えております。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
46	<p>代行告示は除去土壌の「処分」を行う区域を全国の区域としているところ、省令案 58 条の 3 の「埋立処分」が最終処分を意味するのであれば、JESCO 法の県外最終処分の責務を放棄していることにならないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法は「中間貯蔵開始後 30 年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことを国の責務としている。代行告示は除去土壌の「処分」を行う区域を全国の区域としている。改正省令案 58 条の 3 にいう「埋立処分」が最終処分を意味するのであれば（これを曖昧にしていること自体、いかがなものか）、国の責務を放棄したということにならないのか。</li> <li>・ 施行令第二条とは、国が福島県及び関係市町村に代わって除去土壌を処分するための規定を環境大臣が定めるという条項である。今回の告示で環境大臣は、除去土壌を令和 7 年 4 月 1 日から全国で処分するという告示である。これでは福島県外で最終処分するという法的根拠を逸脱すると通常は考えるが、巧みに仕掛けられた上での告示であり、国民、福島県民を騙す告示と言わざるを得ない。</li> </ul>	<p>代行告示については、福島県内の除染で発生した除去土壌について、復興再生利用・埋立処分含む全ての処分を対象にしたものです。その上で、福島県内の除去土壌等の最終処分については、御指摘のとおり、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第 3 条第 2 項において、「中間貯蔵開始後 30 年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」と規定されているため、福島県外で実施することとしています。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
47	<p>代行告示について、誰が除去土壌の処分を行うのかについて、合理的な説明も、整合性もないのは問題。また、その旨は告示でなく法律で定めるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2. (7)除去土壌の処分に係る代行告示について。 国が福島県内の市町村に代わって除去土壌の処分を行う一方で、県外の除去土壌は市町村に行わせるのは、なぜか。誰が除去土壌の処分を行うのかについて、合理的な説明も、整合性もないのは問題である。</li> <li>・ 誰が何をするという基本的な事項は法律に書くべきことであって「告示」で書くべきではない。誰が再生処分を行うのかは法律に書くべきことである。撤回して、法律改正を行うべきである。</li> </ul>	<p>放射性物質汚染対処特別措置法に基づく復興再生利用等に係る措置は、除染実施者（福島県内で生じた除去土壌の復興再生利用等を行う場合の除染実施者は国（環境省）、福島県外で生じた除去土壌の復興再生利用等を行う場合の除染実施者は市町村等）がその責任を有します。</p> <p>福島県においては、事故由来放射性物質により汚染された土壌等が相当量発生していること等も踏まえ、福島県内の除去土壌等については、国が処分を行うこととし、国が中間貯蔵施設を整備した上で、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第3条第2項に規定されているとおり、「中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ものとされており、</p> <p>除去土壌の処分に係る代行告示については、放射性物質汚染対処特措法第42条第1項において、「国は、都道府県知事、市町村長又は環境省令で定める者から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して必要があると認められるときは、当該都道府県、市町村又は環境省令で定める者に代わって自らこの節（中略）に規定する措置を行うものとする。（中略）」とされており、要請があった場合に、除去土壌の処分等に係る措置を国が代行することとなっております。さらに、同法施行令第2条において、「（中略）法第四十二条第一項の規定により当該措置を行おうとするときは、あらかじめ、当該措置を行う区域及び当該措置の開始の日を公示しなければならない。（中略）」とされていることを踏まえ、今般公示するものです。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
48	<p>「復興再生利用」について、「復興」という言葉を都合よく使った印象操作はやめるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復興という言葉が都合よく使われて、多少の被ばくは我慢せよと言っているのか。印象操作はやめるべき。</li> <li>・ 「事故による災害からの復興に資することを目的として」とのことであるが、国民の健康保護の観点からは、たとえ「復興」のためであってもそれを理由に国民に追加被ばくを受忍させることがあってはならない。</li> <li>・ 「復興再生利用」の語句は、「汚染水」を「処理水」と呼ばせたように、国民を誤魔化す語句の使い方であると考える。</li> <li>・ 「復興再生利用」などという意味不明の造語を使うべきではない。</li> <li>・ 「復興再生利用」などという「再生利用」があたかも「復興」に資するかのような言葉が使われているが、実態を隠すことが目的のような、このような表現はするべきではない。</li> <li>・ 復興のために除染土壌を再利用することという意味に読め、まるで除染土壌が復興の役に立つものであるというような根拠不明のイメージを、読んだ者に植えつけている。今回の「再生利用」が本当に復興の役に立つかどうかは、公聴会等による公開の議論により、当事者を含めた国民が判断すべき。</li> <li>・ 「復興再生利用」の基準を定める規則を改正することはやめて、まず「復興」とは何か、何をどうするのが「復興」なのか、原発事故の被害者、周辺住民を中心に国民、市民の議論を始め</li> </ul>	<p>「復興再生利用」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害からの日本の復興に資するための取組であること</li> <li>・ 適切な管理の下で行い、一般に自由な流通を認めるものではないこと</li> </ul> <p>という趣旨を明確にするため、復興再生利用という名称としております。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	る。	
49	<p>法律で規定していない「復興再生利用」という用語を規則で創設すべきでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質汚染対処特措法で規定していない「復興再生利用」という言葉をかけて規則で創設している。その言葉を規則の一条で追加定義していない。</li> <li>復興再生利用の定義が冒頭に下記で述べられている。 「(事故による災害からの復興に資することを目的として、再生資材化(除去土壌について、用途に応じた必要な処理をすることにより、盛土、埋立て又は充填の用に供する資材として利用することができる状態にする行為をいう。)した除去土壌を適切な管理の下で利用すること」 大変重要な定義が二重( )で説明されるという異常。規則の定義の条項で定義すべきであるが、されていない。</li> </ul>	<p>放射性物質汚染対処特措法において、復興再生利用は第 41 条第 1 項に規定する「処分」に該当し、除去土壌の「処分」は環境省令で定める基準に従い行うこととされていることから、復興再生利用の基準は省令で規定することとしています。</p> <p>基準の策定にあたり、基準の対象となる復興再生利用の行為内容を定め、名称を付しているものであり、法律の委任の範囲で行っているものと考えております。</p>
50	<p>「現存被ばく状況」の前提に立った規制は容認できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>線量限度について、福島原発事故による「現存被ばく状況」にはない地域も含め日本全国が「現存被ばく状況」であるとの前提に立っている。そのような状況にない地域の住民として、今回の省令案は容認できない。</li> </ul>	<p>復興再生利用に係る被ばく状況について、「再生資材化する除去土壌の利用に当たっては、線源となる除去土壌の濃度を一定レベル以下に制限することが行われ、適切な管理の下で利用される点や、他地域に搬出される可能性があるという点に注目して、計画被ばく状況に近い考え方も併せて導入する。したがって、その線量の基準として、「計画被ばく状況」における公衆の線量限度と同じ線量年間 1 ミリシーベルト (mSv) とする」とし</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力緊急事態宣言下の、基準が緩い状態での論議は許せない。基準を平時に戻して議論すべき。</li> <li>原子力災害対策特別措置法での緊急事態宣言下では、国民の被ばく低減のための応急対応期間であり、この期間中に放射性物質を国土全体で利用するという再生利用は、原子力災害対策特別措置法の法律違反である。</li> </ul>	<p>ております。この考え方は、「東京電力福島第一原子力発電所事故後の再生資材化された除去土壌を復興再生利用に活用する際の放射線防護の考え方 ～ 放射線審議会の見解（令和7年2月27日、放射線審議会）」にも、同様に示されています。</p> <p><a href="https://www.nra.go.jp/data/000475490.pdf">https://www.nra.go.jp/data/000475490.pdf</a></p>
51	<p>放射線防護に係る3原則を取り入れた省令とすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際放射線防護委員会の放射線防護3原則を取り入れた省令とすべきだ。【理由1】現在の省令案は、原則1の正当化（放射線を使う行為は、もたらされる便益が放射線のリスクを上回る場合のみ認められる）は欠けている。【理由2】原則2の防護の最適化（個人の被ばく線量や人数を、経済的・社会的要因を考慮した上で、合理的に達成できる限り低く保つ）、すなわち、ステークホルダーとの協議が欠けているからである。</li> <li>IAEAは、放射線防護策に関して、放射線被ばくだけでなく、経済的要因なども考慮して利益と害を評価し、前者の方が大きくなければ、「正当化」されないとしているが、日本政府はこのような評価を行っていない。</li> <li>IAEAからも指摘されているとおり、除去土壌を持ち込まれた地域住民には、被ばくリスクばかりで正味の便益など存在しない。</li> <li>福島復興のためという理由で、除染で集めた放射性物質濃</li> </ul>	<p>放射線防護の3原則のうち、正当化に関しては、事故後の除染や今後の復興再生利用等の一連の取組は、生活圏における放射線量の低減と、本来貴重な資源である除去土壌の有効活用、また福島復興への貢献が可能となるものと考えております。</p> <p>また、防護の最適化に関しては、最適化を個別の事業において実施する上で、地域の関係者を含む関係機関等の意見を取り入れた防護方策を検討することが必要であると考えております。</p> <p>さらに、復興再生利用に係る線量の基準については、計画被ばく状況に近い考え方を採用し、「計画被ばく状況」における公衆の線量限度と同じ線量「年間1ミリシーベルト（mSv）」以下としております。</p> <p>これらの考え方については、「東京電力福島第一原子力発電所事故後の再生資材化された除去土壌を復興再生利用に活用する際の放射線防護の考え方 ～ 放射線審議会の見解（令和7年2月27日、放射線審議会）」においても同様の整理がされております。</p> <p><a href="https://www.nra.go.jp/data/000475490.pdf">https://www.nra.go.jp/data/000475490.pdf</a></p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>度が高い土壌を、福島以外の地域に移動させ、その結果、その他の地域の住民や作業者に放射線被ばくリスクを負わせるのは、放射線被ばくの正当化の原則にあたらぬ。その他の地域の住民にとって被ばくによるメリットは何ら発生しない。メリットは、除染土壌の県外最終処分という政治的約束が果たせるということのみである。</p>	
52	<p>防護の最適化に向けた各取組は、効果と費用を考慮して最適に組み合わせる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汚染土壌を遮蔽材で覆い、外部被ばくを低減、再利用前に放射性物質濃度を除染により低減、環境中の放射性物質濃度を定期的に監視のこれらの対策は、効果と費用を考慮し、最適に組み合わせる必要があります。</li> </ul>	<p>復興再生利用に当たっては、追加被ばく線量が「年間1ミリシーベルト (mSv)」以下となるように行うこととしておりますが、防護の最適化の観点から、経済的・社会的要因を考慮して合理的に達成可能な範囲で、地域の関係者を含む関係機関等と相談し、除染実施者は個別事業の利用先ごとに追加被ばく線量を更に低減することについて検討し、復興再生利用を実施するものとするとしております。</p>
53	<p>復興再生利用事業1箇所ごとの Bq/kg の程度やその上限はどのくらいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1キログラム当たり 8,000 ベクレルの土壌でも 1.25 キログラムあれば 10,000 ベクレル相当の放射能ではないか。一体一か所にどれくらいの放射性物質を埋め込もうとしているのか。一か所の上限量はどうなっているか。</li> </ul>	<p>復興再生利用の基準 8,000 ベクレル (Bq) /kg は、線量の基準としている公衆の線量限度である追加被ばく線量「年間1ミリシーベルト (mSv)」以下となるよう、(上面) 500m×500m、(底面) 513.5m×513.5m、高さ約5m の大きな盛土を想定して、被ばく評価計算により導出された放射能濃度です。このため、復興再生利用においては、放射能濃度の基準を設定することとしており、放射線量について上限を設けることはしていません。</p> <p>なお、復興再生利用に当たっては、空間線量率の測定を行うこととして</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>おり、その結果等を用いて、追加被ばく線量が年間 1 mSv を超えないことを確認することとしております。</p>
54	<p>復興再生利用の対象物にスラグが入っているかが不明確。また、この生成物を生産する過程は復興再生利用に含まれるかも不明確。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2025年2月7日に実施された「中間貯蔵施設における除去土壌等の減容化技術等検討WG(第10回)」の資料を見ると、除去土壌の処置の4シナリオが提示されている。その中で8000ベクレル/kg以下の処置物として操作されたものの中に、スラグ/焼成物があり、それらは再生利用等の中に含まれている。生成されたスラグも除去土壌として再生利用されるとも受け取れる。また、この生成物を生産する過程は、創設案58条四で述べる再生資材化によるものかも不明である。WGは省令改定を前提に作業が進められていると推察できるが、そこで使用されている重要な操作概念、技術概念、及び生成物について、省令改定案では定義されずかつ使用されていないことは非常に不誠実であり、国民を混乱させる。</li> </ul>	<p>復興再生利用の定義は、「事故による災害からの復興に資することを目的として、再生資材化（除去土壌について、用途に応じた必要な処理をすることにより、盛土、埋立て又は充填の用に供する資材として利用することができる状態にする行為をいう。）した除去土壌を適切な管理の下で利用すること（維持管理することを含む。）」としており、除去土壌を対象とした基準です。このため、減容処理の結果生じるスラグや生成物は「復興再生利用」の対象となるものではありません。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
55	<p>復興再生利用に係る自治体の準備が整っていない。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>除去土壌を持ち込まれた側の自治体の準備が整っていない。</li> </ul>	<p>復興再生利用先の創出等に向けては、昨年 12 月 20 日に設置された閣僚会議（※）の下で、政府一体で取組を進めてまいります。</p> <p>（※）福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議</p> <p><a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisei_riyou/index.html">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisei_riyou/index.html</a></p> <p>その上で、復興再生利用の必要性・安全性等について御理解いただけるよう、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。</p>
56	<p>埋立処分に関して、公共の水域や地下水への影響があるのではないか。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期的に公共の水域や地下水に影響を与えないという確証が不十分。</li> <li>全ての土壌を対象に保有水等集排水設備を設置すべき。</li> <li>「汚染を生じさせるおそれのないもの」の要件が不明瞭。「検出されないこと」がどの程度の濃度なのか具体的に示すべき。</li> <li>ガイドライン案では検出下限値の目標範囲を 10～20Bq/L としているが高すぎる。</li> <li>「検出されないこと」との表現は「含まれない」と誤解される可能性がある。ガイドラインではなく告示別表に記載したかどうか。</li> <li>日本産業規格 K0058-1 による試験で放射性物質が溶出される</li> </ul>	<p>土壌中の放射性セシウムの大部分は、鉱物の層間に固定され、移動しにくい状態にあり、長期的な挙動を予測しても、その移動は限定的であることが知られています。実際に、除去土壌の埋立処分に係る実証事業においては、浸透水の放射性セシウム濃度は全ての検体で検出下限値未満でした。</p> <p>「公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない」の要件は告示のとおり、「セシウム百三十四及びセシウム百三十七が検出されないこと又は当該除去土壌の性状及び放射能濃度を勘案してこれと同程度の溶出性であると認められること」です。こうした要件を満たす除去土壌については、保有水等集排水設備を設けずに埋立処分が可能です。</p> <p>「検出されない」は一般に検出下限値以下であることを意味するものと考えており、特定廃棄物の埋立処分基準においても同様の規定がありますが、誤解を生じないように引き続き丁寧な説明に努めます。また、検出下限値の目標範囲 10～20 ベクレル (Bq) /L については、排水基準 (セシウム</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>かどうかが証明されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会（第16回）」では、試験手法は環境省告示18号に準拠している。生活環境への被害に対する防御としては46号が適しているにも拘わらず18号としているのは、地下水汚染のみを対象としており不十分である。施行規則改定案では環境省告示18号ではなく、日本産業規格K0058-1での検液と規定し、この規格はスラグ等での検液作成のための試験手法であり、齟齬がある。</li> <li>10万ベクレル/キログラムを超える特定廃棄物は遮断型相当の最終処分場で処理することになっているのに対して、除去土壌の溶出試験基準で埋立処理すること事態が廃棄物処理基準とも矛盾している。</li> </ul>	<p>137で90Bq/L)と比べても十分低い水準となっております。</p> <p>検液の作成方法については、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）及び「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第18号）には、放射性セシウムに関する規定が無いことから、除去土壌の埋立処分に係る実証事業において、日本産業規格K0058-1に準拠して溶出試験を実施したところ、実際に溶出が認められているものもあり、適当な方法であると考えております。</p>
57	<p>埋立処分にに関して、地下水等以外へも影響があるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>埋立処分にに関してのリスクは、地下水汚染だけでなく、埋立土壌の飛散、崩壊等による地面空間上での汚染リスクもあるので、Cs-137濃度の基準が必要。</li> <li>実証実験は雑草が生えていない環境で行われており、植物が根を土中に広げた際に放射性物質を吸収して落葉などにより拡散するかどうか検証されていない。</li> <li>埋立地となる場所は、農山村地域が想定され、里山生活に不可</li> </ul>	<p>埋立処分の基準については、実証事業の結果だけでなく、既存の知見等を踏まえて検討を進めてまいりました。地下水汚染以外への対応については、省令において飛散・流出防止を規定しているほか、仮に除去土壌が流出した場合には、除去土壌を回収し、覆土の補修等の復旧措置を実施することとしております。</p> <p>埋立処分する場所については特定の地域を想定したものではありません。なお、除去土壌の処理等に伴い周辺住民の受ける線量が年間1ミリシーベルト（mSv）を超えないようにすることとしており、農作物摂取等による被ばくの影響が小さいことを確認しております。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>欠な動植物及びその生息環境に対する配慮をどうするのが重要となるが、これについても触れられていない。動植物の生息環境の被ばくのリスクを高めることになる。地中環境も含めて。</p>	
58	<p>埋立処分後の維持管理の内容と期間が不明瞭。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分後の長期にわたる定期的なモニタリング、住民参加の下で透明性のある情報提供が不可欠。</li> <li>・ 管理終了の要件を明確化すべき。</li> <li>・ 埋め立て処分の「管理終了の要件」は今後の検討課題となっているが、今後自治体が最終処分地として受け入れる際の判断基準の一つになると思う。自治体に受け入れの検討を依頼する前に、要件の提示が必要である。</li> <li>・ 「類する覆い」の定義を明確化し、長期的な安全性を確保すべき。</li> <li>・ 措置内容について専門家の評価を受け、結果を公表すべき。</li> </ul>	<p>除去土壌の埋立処分を終了する場合には、放射線量を定期的に測定・記録することとしています。また、空間線量率の測定結果の公表や地域の参画を得て測定を行うことの有効性についても周知してまいります。</p> <p>また、維持管理の終了については、環境省において引き続き検討してまいります。</p> <p>開口部の閉鎖については、厚さがおおむね三十センチメートル以上の土壌による閉鎖を基本的に想定しておりますが、これと同等の放射線の遮蔽の効力を有するものであれば問題無いと考えております。これらの検討に当たっては、戦略検討会のほか、「環境回復検討会」「中間貯蔵施設における除去土壌等の減容化技術等検討ワーキンググループ」「除去土壌の処分に関する検討チーム会合」にて御議論いただいております、資料と議事録は環境省ウェブサイトにて公表しております。</p> <p>(参考)</p> <p><a href="https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_mission/">https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_mission/</a></p> <p><a href="https://josen.env.go.jp/material/session/">https://josen.env.go.jp/material/session/</a></p> <p><a href="https://josen.env.go.jp/material/disposal_of_soil_removed/index.html">https://josen.env.go.jp/material/disposal_of_soil_removed/index.html</a></p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
59	<p>埋立処分の覆土厚は 50cm 必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>除去土壌を覆う遮蔽物の機能劣化 改正案では、除去土壌を覆う遮蔽物の基準が、「厚さ 50cm 以上の土壌覆い」だったものから「厚さ 30cm 以上の土壌または同等の材料による覆い」に変更されています。 「厚さ 30cm 以上の土壌」への基準緩和もさることながら、土壌または「同等の材料」の具体的な要件が曖昧であり、耐久性等の観点から、十分な放射線遮蔽効果を確保できないリスクがあります。 覆い材（土壌または同等の材料）の耐用年数や補修頻度を明記し、長期的な安全性を確保する仕組みを構築すべきです。</li> <li>告示案「除去土壌の埋立処分を終了する場合の措置」に関し、地震の発生等による閉鎖部の損壊によって、必要な放射線の遮蔽の効力が失われる事態についての規定がなされておらず、放射線の遮蔽という点において不十分。</li> </ul>	<p>30cm の覆土により放射線は 97% 以上遮蔽され、除去土壌の埋立処分に係る実証事業においても十分な遮蔽効果が得られることが確認されています。</p> <p>厚さがおおむね 30cm 以上の土壌と同等の放射線遮蔽効果を有する遮蔽措置については、維持管理が終了するまでの間、維持することとなります。</p> <p>仮に除去土壌が流出した場合には、除去土壌を回収し、覆土の補修等の復旧措置を実施することとしております。</p>
60	<p>埋立処分は自治体ではなく環境省や経産省が処分すべき。</p>	<p>放射性物質汚染対処特措法第 38 条第 1 項において除染実施者が除去土壌の処分を行うことを規定しており、これに基づき、福島県外において発生した除去土壌は市町村等が処分を行うこととされています。</p> <p>環境省としては、引き続き技術的・財政的支援を進めてまいります。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
61	<p>空間線量率の目標が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「放射線障害防止のために必要な放射線の遮蔽の効力」について具体的な定めがないが、空間線量率の達成目標の数値を告示の中で定めるべきである(年間1ミリシーベルト以下とすることが妥当と考えられる)</li> </ul>	<p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」(平成23年6月3日 原子力安全委員会)等を参考に、「除去土壌の処理等に伴い周辺住民の受ける線量が年間1ミリシーベルト(mSv)を超えないようにすること」を前提としております。</p>
62	<p>「除染土」「除去土壌」ではなく「(放射能)汚染土」と言うべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「除染土」という表現は使うべきでなく、汚れがたまつたまぎれもない「汚染土」だろう。</li> <li>「除去土壌」という表現では、いったいどのような土壌なのか不明ですが、その実態は「放射能汚染土」というべき土壌です。</li> </ul>	<p>放射性物質汚染対処特措法第2条第4項において、「除去土壌」とは、第二十五条第一項に規定する除染特別地域又は第三十五条第一項に規定する除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌をいう。」と定義されており、同法に基づく省令・告示については、当該定義を使用しております。</p>
63	<p>福島以外は被ばく線量限度を年間1mSvとしているのに、福島だけ年間20mSvとしているのは明らかな差別。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>そもそも20110311の発災当時除染したのは住民への被曝予防のためではなかったか。政府は被曝限度を年1mSvと決めていてそれは現在も維持している。ところが福島だけは20倍の年20msvを許容している。これは明らかな差別だ。福島の復興をいうのであれば本来の年1msvでなければならない。これを正さずして福島の復興はあり得ないということを先ず</li> </ul>	<p>福島第一原発事故において、日本政府は、住民の安心を最優先し、事故直後の1年目から、国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告による年間20~100ミリシーベルト(mSv)のうち最も厳しい値に相当する年間20mSvを避難指示の基準として採用しました。</p> <p>そして着実かつ継続的に放射線防護を実施し、長期的には年間の追加被ばく線量1mSv以下を目指すことを決定しています。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	指摘しておきたい。	
64	<p>中間貯蔵施設へ搬入する除去土壌等の放射能濃度の測定方法が杜撰。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>除去土壌等を中間貯蔵施設へ搬入する際の放射能濃度の確認について、フレコンバックの「表面線量率 (<math>\mu\text{Sv/h}</math>) と重量」を測定し、厚生労働省のガイドラインに記載されている「換算式」を用いて「除去土壌」の濃度を計算しているというが、非常に杜撰であり、作業者が生身で扱う除去土壌の濃度をそのような「おおよその計算」で算出して良いはずはない。</li> </ul>	<p>除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入する際には、厚生労働省の「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」に基づき、表面線量率及び重量からの換算式を元に推計される放射能濃度を用いており、労働者の放射線障害防止の観点から、適切な手法と考えております。</p> <p>なお、今後復興再生利用に当たっては、復興再生利用の基準に従って放射能濃度の測定を行ってまいります。</p>
65	<p>福島道路の渋滞を招く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また福島に10トントラックを大量に導入させ福島道路の渋滞させるつもりか。</li> </ul>	<p>復興再生利用及び最終処分に向けた運搬の手法について、現時点では決まっているものはありませんが、いずれにせよ、安全で円滑な運搬を行うため、これまでの中間貯蔵施設への輸送等の経験を活かし、交通安全対策や特定の時期・時間帯への車両の集中防止・平準化対策等について、適切に検討してまいります。</p>
66	<p>除去土壌は2011年当時2879万立方メートルになると発表されていたが、いつの間に1400万立方メートルに減少したのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>除染土は2011年当時2879万立方メートルになると発表されていたが、いつの間に1400万立方メートルに減少したのかどこか取止めたところがあったのか。除染の必要がある所につ</li> </ul>	<p>御指摘の2011年当時の除去土壌等の推計量については、一定の仮定の下で、発生量が多いケースとして、福島県内で約2,800万<math>\text{m}^3</math>との試算を示したものです。2025年2月末現在、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入量は約1,400万<math>\text{m}^3</math>となっております。</p> <p>除染については、帰還困難区域を除き、2018年3月末までに面的除染を終了しております。また、帰還困難区域の除染に関しては、特定復興再</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>いては、全て除染すべきであり。手抜きと映る。また当初はコンクリートで覆うとしていたがいつの間に土で覆えばよいことになったのか。手抜きも甚だしい。</p>	<p>生拠点区域や特定帰還居住区域について、順次除染作業等を進めているところです。2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、引き続き必要な箇所の除染を進めてまいります。</p>
67	<p>復興再生利用と埋立処分の違い等、除去土壌の処分の内容が不明確。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生資材化に関して、盛り土・埋立てとあるが、これは埋立という処分に再生資材の使用もあることを意味し、先の58条三項の埋立処分との相違も不明確。また、特定廃棄物の埋立処分基準に一部準拠していることから、再生利用には埋立処分（最終処分）が含まれることになる。</li> <li>・ 本省令案では処分と埋立処分、最終処分、復興再生利用の区別が明確ではなく、また県内外も区別がつかない。このような支離滅裂の省令案が通れば今後現場に混乱をきたすことは明らかであり、一旦白紙に戻すべきである。</li> <li>・ 除染土壌に対する各種の措置行為を、特措法改正あるいは省令で明確に定義すべきである。特措法第2条の除染等の措置の定義はないまま、除染土壌に対して、分別・分級・溶融／焼成・固形化処理等の操作を行い検討し、ガイドラインを作成して省令改定を正当化しようとしている。</li> <li>・ 一連の除染土壌に対する処置操作が省令改定案では記入されていない。</li> </ul>	<p>復興再生利用は、公共事業等において、適切な管理の下で、盛土等の用途のために再生資材化した除去土壌を利用（維持管理することを含む）することを指し、一方で、埋立処分は除去土壌を特定の目的・用途で利用することなく、処分場所を確保して、埋め立て、維持管理を行うことを指します。</p> <p>放射性物質汚染対処特措法施行規則第58条の4では、特定廃棄物の処分基準の規定の例によることとしている規定もありますが、これは、処分基準の一部を準用しているものであり、復興再生利用が埋立処分の一部であるということを意味するものではありません。</p> <p>また、同施行規則第58条の2では、除去土壌の減容処理等を行う際に、排ガス又は排水が生じた場合の基準について定めたものです。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>除去土壌の処分に関する 58 条二～四において、条文のどこにも、分別・分級・溶融／焼成・固形化处理等の操作について説明がなく、結果として、大気汚染、水質汚染等に対して対策が書かれている。このような条文からは、一連のワーキンググループによる討議も見えない。非常に科学的技術的にも理解できない条文であり、国民一般が理解することを妨げているような条文作成操作がされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>58 条二の除去土壌の処分内容が不明確である。</li> </ul> <p>58 条二はどんな操作がされる除去土壌の処分が不明である。新たに創設した 58 条三は埋立て処分、四は再生利用と解釈すると、二はそれら以外であり、WGのスライドを見る限りは溶融、焼成、固形化の処理を意味するとも理解できる。ただ、改定された二においてその説明がなく不明瞭であり、パブコメへの意見書書くことも難しい。1 項二号に排ガスについて書かれているので、焼成の処理とも推察できるが、不明確である。このように内容が明確でない条文への理解は不可能であり、即刻取り下げのべきである。パブコメの対象とすること事態が非常に不誠実である。</p>	
68	<p>頻繁な法令改正により現場に混乱が生じる恐れがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>頻繁な法令改正により、現場の混乱や対応の遅れが生じる恐れがある。他の手段を検討すべき。</li> </ul>	<p>今般の復興再生利用・埋立処分等の基準の策定に当たっては、国内外の有識者からの意見や実証事業の成果等を踏まえつつ、検討を進めてまいりました。復興再生利用等の基準に沿った取組を進めるに当たっては、丁寧な説明に努めてまいります。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
69	<p>法案がとても分かりにくい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まず法案がとてもややこしくてわかりにくいです。</li> </ul>	<p>復興再生利用・埋立処分等の基準の策定に際しては、今般パブリックコメントを実施して様々な御意見を伺うことに加えて、基準で定める復興再生利用の安全性等については、中間貯蔵施設、飯舘村長泥地区等の現地視察会の開催や SNS や WEB サイト等による情報発信等により、全国的な理解醸成等の取組を進める中で、丁寧な説明に努めてきたところです。</p> <p>今後とも、様々な理解醸成等の取組を通じて、基準の内容を踏まえ、復興再生利用の必要性・安全性等について、国民の皆様丁寧に説明してまいります。</p>
70	<p>除去土壌については環境基本法や土壌汚染対策法等で対応すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除去土壌は汚染土壌であることから、放射性物質汚染対処特措法ではなく環境基本法・土壌汚染対策法で対応すべき。</li> <li>・ 規則の改定ではなく、国民討議、国会審議で、公害対策基本法、環境基本法、放射性物質汚染対処特措法の改定、及び土壌汚染対策法の改正で対処すべき。</li> <li>・ 原発事故後、環境基本法以下、大気汚染防止法、水質汚濁防止法などは放射性物質除外規定を外し、公害物質として扱うこととなった。しかし未だ土壌汚染対策法は放射性物質の除外規定を残している。まずはこれを改め放射性物質除外規定を外した上で、環境基本法および関連法とともに、環境基準、規制基準を定めるべきである。その上で、土壌汚染対策法の中で埋立手法や基準等を設定すべきである。汚染対処特措法施行規則の改定で対応することには法的にも無理がある。</li> </ul>	<p>2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事により当該原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関しては、放射性物質汚染対処特措法に基づき対応してきこととされており、除去土壌についても、同法の下、適切に処理を進めてまいります。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
71	<p>施行規則第 58 条の 2 は第 58 条の 3 と第 58 条の 4 を除いた処分としており、これが何を指すのか不明。</p>	<p>放射性物質汚染対処特措法施行規則第 58 条の 2 では、減容処理等の行為に対しての除去土壌の処分基準が定められています。</p>
72	<p>環境への汚染の対処方法がよく分からず、不測の事態が起きる不安がある。</p> <p>・ 除染土をなんとかしなくてはいけないということは、多くの人が賛同することで、私もその一人だが、提示されている「環境の汚染への対処」方法が正しいことなのかどうか、よく分からず、不測の事態が起きたり（予見されているのに「不測」とされることもあるが）、将来世代に起きる悪影響はないと言い切れるのか、さっぱり分からず不安です。</p>	<p>復興再生利用の基準については、公衆の線量限度である追加被ばく線量「年間 1 ミリシーベルト (mSv)」以下に相当する放射能濃度として、8,000 ベクレル (Bq) /kg 以下としております。なお、この基準は最も被ばく線量が大きくなる作業員の被ばくを踏まえて設定された基準であり、復興再生利用の基準で定める「覆土等の覆い」をすることで、結果として被ばく線量は大きく下がると考えております。</p> <p>なお、仮に災害時に覆土が流出し、8,000Bq/kg 以下の土壌が露出した状態が 1 年間続いたとしても、周辺の被ばく線量は年間 1 mSv 以下となります。また、復興再生利用に当たっては、仮に再生資材化した除去土壌が流出した場合には、国（環境省）等の除染実施者が責任を持ってモニタリングや回収を行います。</p>
73	<p>環境省の理解醸成活動は若い世代への一方的な刷り込みになっている。</p> <p>・ 環境省が実施する「全国民的な理解醸成」活動は、地域住民ではない若い世代に限定され、一方的な放射能安全教育は何もわからない若者への刷り込みとなっている。</p>	<p>環境省はこれまで、若い世代を含めた幅広い方々への理解醸成の取組を実施してまいりました。</p> <p>また、県外最終処分の実現に向けては、全国民的な理解醸成が重要であり、一般向けの中間貯蔵施設、飯舘村長泥地区等の現地視察会の開催、SNS や WEB サイト等による情報発信、対話フォーラムの開催や他機関と連携したイベントでの展示等、様々な幅広い方々に対しても理解醸成等の取組を実施しております。引き続き更なる理解醸成等の取組を進めてまいります。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
74	<p>特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法の一部改正について、改正による検査の頻度や検査項目の減少による汚染の見落としを懸念。むしろ現行の検査を改善すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正によって検査の頻度や項目が減少すれば、潜在的な汚染を見落とす可能性があるため、現在の検査方法を維持し、むしろ改善すべき。</li> <li>・ 改正案は、検査の頻度や検査項目が限定的であり、汚染が広範囲に広がるリスクを軽視しているため、より詳細で包括的な検査方法を導入すべき。</li> <li>・ 浸出水中の微量な放射性物質や二次生成物の検出も視野に入れた検査方法を採用すべき。</li> <li>・ 水質検査の方法に関する改正案は、放射性物質が埋立処分される場所におけるリスクを十分に評価していないと思います。特に、検査の頻度や検査項目が限定的であり、汚染が広範囲に広がるリスクを軽視していると感じます。より詳細で包括的な検査方法を導入し、事故発生後の検証が適切に行われるようにすべきです。</li> </ul>	<p>管理型の特定廃棄物の処分場における放流水の水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量の水質検査の方法がこれまで定められていなかったことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における同等の構造を持つ処分場における放流水の水質検査と同等の調査方法を定めるものです。</p> <p>なお、管理型の特定廃棄物の処分場に係る放流水の基準のうち、放射性物質の基準については既に策定済みです。</p>
75	<p>パブリックコメントの期間が短い。もっと周知をすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブコメ期間が短い。</li> <li>・ テレビで公表するなど、もっとパブコメの周知をすべき。</li> </ul>	<p>パブリックコメントについては、行政手続法第 39 条第 3 項の規定に基づき、期間を設定しております。</p> <p>また、パブリックコメントの実施については、報道発表・環境省HPでの公表したところです。</p>



	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
77	<p>パブリックコメントの内容がわかりづらい。意見を提出しづらい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全体説明がなく、改正省令等を羅列しているのみ。縦書きの条文は横向きになっており一読するのに困難。</li> <li>意見募集の対象は8件の省令案等であり、縦書きのものを横に公開しているので、首を横にするか、8件をプリントアウトしなければ読めない。関連資料も膨大で、「審議会資料」や「基準案のポイント」に至っては、審議会資料の中からそれを探し出さねばならない。これでは、読む気を失わせるか、怒りに打ち震えさせて、意見を出させないためにやっているとしたか思えないからである。意見を募集する気があるなら、また、除去土壌の再生利用について国民の理解を醸成したいなら、一度、省令案を撤回して説明・公聴会をすべきである。</li> <li>除去土壌の復興再生利用について、国民の間に理解の醸成をしたいと言いながら、今回のパブリックコメントのやり方は、その真逆。</li> <li>何についてどこに記されているのかが不明。関連資料欄の「除去土壌の埋立処分及び再生利用等の基準案のポイント」「復興再生利用に係るガイドライン（案）について」は開催審議会等の全体がウェブ上で記されるのみで、自ら時間をかけてすべての資料を確認しないとわからない。</li> <li>本パブコメのコーナーでは、関連資料として各種のWGの資料とリンクされている。そのリンク先での検討資料で使用されている重要な技術用語が省令改定案では使用されていない。非常に不誠実であ</li> </ul>	<p>今般の除去土壌の復興再生利用・埋立処分等の基準については、これまで「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」等での議論を重ねてきたことから、検討会に係るページを参考情報として掲載いたしました。</p> <p>復興再生利用・埋立処分等の基準の策定に際しては、今般パブリックコメントを実施して様々な御意見を伺ったことに加えて、基準で定める復興再生利用の安全性等については、全国的な理解醸成を進める中で、丁寧な説明に努めてきたところです。</p> <p>今後とも、様々な理解醸成等の取組を通じて、基準の内容を踏まえ、復興再生利用の必要性・安全性等について、国民の皆様に丁寧に説明してまいります。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二十五条イの「同表の第二欄」とはどれのことか。今回のファイルには記載がない。不明なままの確認はできない。</li> <li>・ PDF から直接コピーができず、関連箇所をコピーアンドペーストで「引用」できるようにすべき。</li> <li>・ 重要事項は「復興再生利用ガイドライン」であるにも拘らず、ガイドラインは関連資料扱い。</li> <li>・ このパブコメは『命令などの案』で8本の文書、『関連資料、その他』で4本の文書が掲載され、これらの文書を開いて読むだけでも相当な労力を要する。簡潔な要点の提示をされ、その元文書の引用先を掲示するなどをされてはいかがか。</li> <li>・ 用語についても、新しいものがあり、それがどんなことをさすのか判然としない。</li> <li>・ パブリックコメントの資料の提示が非常にわかりにくい。真摯に市民の声を聞くつもりであれば、膨大な資料のリンクを貼るだけでなく、時間のない人にもポイントがよくわかる資料を作成して提示すべき。</li> <li>・ 関係する条文の正式名称が、文書ファイルに掲載されておらず、条文の項目も示されないままの文書となっており、パブコメ文書で市民の意見をきちんと聞く姿勢は見られず、適切なものとみなせません。</li> </ul>	

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
78	<p>個人情報任意悪用、多重投稿呼びかけ見られ、パブリックコメントの公平性信頼性を著しく損なわれている可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報任意悪用、多重投稿呼びかけ見られている。同一人物が多重投稿したことをスクリーンショットを示した上で自慢する投稿や、投稿数が増加する中で特定の番号を得た場合に景品をもらえとして LINE グループ等で活用して煽動する動きも確認できる。このような状況で集まったパブコメは「多数が反対」という結果になる可能性が高いが、匿名での多重投稿が特定の集団によって煽動されたこともあわせて、国民への周知、報道機関への説明がなされるべきである。このような状況が放置されるならば、パブリックコメント制度の公平性信頼性を著しく損なう可能性があり、民主主義を支える仕組みは破壊される。</li> <li>本パブリックコメントに寄せられた匿名意見などによる偽・誤情報を用いた反対の動き、いわゆる「風評加害」にいかに対峙していくかが課題と言える。ぜひ ALPS 処理水問題の対応などを経産省・外務省に確認し、知見を活かして頂きたい。</li> </ul>	<p>今後とも、様々な理解醸成等の取組を通じて、復興再生利用等の基準の内容を踏まえ、復興再生利用の必要性・安全性等について、国民の皆様に丁寧に説明してまいります。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
79	<p>その他の御意見</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原発推進反対</li> <li>・ 運び込んだ土壌を中間貯蔵開始後 30 年以内（2045 年 3 月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとする法律自体が不合理なので見直すべき。</li> <li>・ 福島県に住んでいるが、中間貯蔵施設から県外に出すべきではない。汚染の少ない土地に放射能汚染された土壌を移動して汚染を広げてはならない。</li> <li>・ 環境省の説明する、30 年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講じる に 復興再生利用 は含むべきでない。</li> <li>・ 領海内に存在する無人島に埋め立てる方がまだましである。</li> <li>・ 何百年もかかる物質なら孤島の無人島にでも持って行って埋めるべきである。</li> <li>・ 除去土壌が資源であるというのなら他の国に買ってもらうのがよろしいのでは。</li> <li>・ 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見募集に対するパブリックコメント文例集です。【9 文例】</li> </ul>	<p>復興再生利用・埋立処分等の基準については、以下のとおり、これまでの環境省の取組の成果や、国内外の有識者の御意見等も踏まえつつ、策定したものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 福島県内において、飯舘村長泥地区での農地造成実証事業や、中間貯蔵施設での道路盛土実証事業等を行い、安全性を確認しています。</li> <li>② 基準の策定に向けては、放射線審議会にも諮問するなど必要な手続きを進めており、本年 2 月 27 日には放射線審議会から、基準案は妥当である旨の答申をいただきました。</li> <li>③ 昨年度、国際原子力機関（IAEA）により専門家会合が開催され、昨年 9 月に取りまとめられた最終報告書では「再生利用及び最終処分について、これまで環境省が実施してきた取組や活動は IAEA の安全基準に合致している」等の評価をいただきました。</li> </ol> <p>引き続き、福島復興に向けた重要課題の一つである、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて取り組んでまいります。</p>

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>これらのコメントは、それぞれ独立して提出可能な形で構成されており、具体的な問題提起と改善案を盛り込んでいます。</p> <hr/> <p>1. 除去土壌の発生場所での保管の重要性  除去土壌は「内部被ばくの防護における 2C の原則：閉じこめ (Containment)、集結 (Concentration)」に基づき、発生場所で保管すべきです。全国に拡散することで、除去土壌の管理（長期的モニタリングの実施等）が分散化し、漏洩や拡散のリスクが更に高まります。発生地での集中管理を徹底すべきです。</p> <p>2. 基準値緩和によるリスク  改正案で提示された除去土壌の放射能濃度基準値 (8,000 ベクレル/kg) は、廃棄物処分場向け基準をそのまま適用しており、従来の 100 ベクレル/kg の規制と比較して極めて高く、公共の場で再利用される場合における長期的な被ばくリスクを増大させます。特に、放射線の影響を受けやすい子どもや妊婦への特別な保護措置が講じられているとは思えません。従来の 100 ベクレル/kg の規制を堅守すべきです。</p> <p>3. 再利用と自然災害による環境汚染の懸念  公共事業での除去土壌再利用により、地震や豪雨などの自然</p>	

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>災害時や施工不備で放射性物質が環境中（地下水含む）に漏洩・拡散するリスクが高まります。再利用に際しては、密閉型容器の使用や地下水や地盤の汚染防止措置を義務付けるべきです。</p> <p>4. 除染土の運搬リスク            全国展開を前提とした除去土壌の運搬・施工では、輸送・施工中の事故や放射性物質が飛散・漏洩するリスクが増大します。これにより、作業員や周辺住民への内部被ばくリスクが増加します。輸送を伴わない発生地保管は、物流・施工に伴うリスクを完全に排除できます。</p> <p>5. 処分区域の選定基準の曖昧さと環境影響評価の不十分さ            改正案では、処分区域の選定基準が不明確です。また、除去土壌の再利用による生態系への影響が十分に評価されていません。除去土壌の発生場所での保管は、地質や水源地などへの新たな環境影響リスクを完全に排除できます。</p> <p>6. 住民説明と合意形成の不足            除去土壌が使用される地域の住民に対する説明（情報公開含む）が不十分であり、住民の同意を得ずに進められる点は重大な問題です。住民説明会の開催や合意形成プロセスを法的に義務化すべきです。</p>	

寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>7. 除去土壌の汚染状況データ公開とホットスポットの見逃しリスク</p> <p>除去土壌の放射能測定結果や管理状況（放射線モニタリング結果）の透明性が不十分です。全ての測定データを住民や専門家が広く確認できるよう、公開を義務化してください。</p> <p>また、放射線モニタリング期間が明確に規定されていません。永続的なモニタリングと測定機器の校正を義務付け、測定データを公開する体制を整備すべきです。</p> <p>8. ホットスポットの見逃しと測定データのインテグリティ</p> <p>除去土壌の試料を混合測定することにより、局所的な高濃度汚染が平均化され、結果として除去土壌の放射能濃度基準値を下回らせることが可能です。信頼性のある詳細な測定方法とデータインテグリティ体制を義務化するとともに、局所的なホットスポットのリスク把握を徹底すべきです。</p> <p>9. 除去土壌を覆う遮蔽物の機能劣化</p> <p>改正案では、除去土壌を覆う遮蔽物の基準が、「厚さ 50cm 以上の土壌覆い」だったものから「厚さ 30cm 以上の土壌または同等の材料による覆い」に変更されています。</p> <p>「厚さ 30cm 以上の土壌」への基準緩和もさることながら、土壌または「同等の材料」の具体的な要件が曖昧であり、耐久性等の観点から、十分な放射線遮蔽効果を確保できないリスクが</p>	

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>あります。</p> <p>覆い材(土壌または同等の材料)の耐用年数や補修頻度を明記し、長期的な安全性を確保する仕組みを構築すべきです。</p>	

※復興再生利用・埋立処分の省令等については、一部技術的修正を行いました。